

A wide-angle aerial photograph of Tokyo, Japan, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and green spaces. A vibrant rainbow arches across the sky above the city, framed by green maple leaves in the upper corners. The sky is blue with scattered white clouds.

CREATING A BRIGHTER FUTURE FOR ALL

～ 未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京へ ～



CREATING A BRIGHTER FUTURE FOR ALL

～ 未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京へ ～

編集・発行／2023年9月
東京都環境局総務部環境政策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL(03)5388-3429

令和5年度
登録番号：(5) 32
環境資料：第35035号

デザイン／株式会社恒和プロダクト

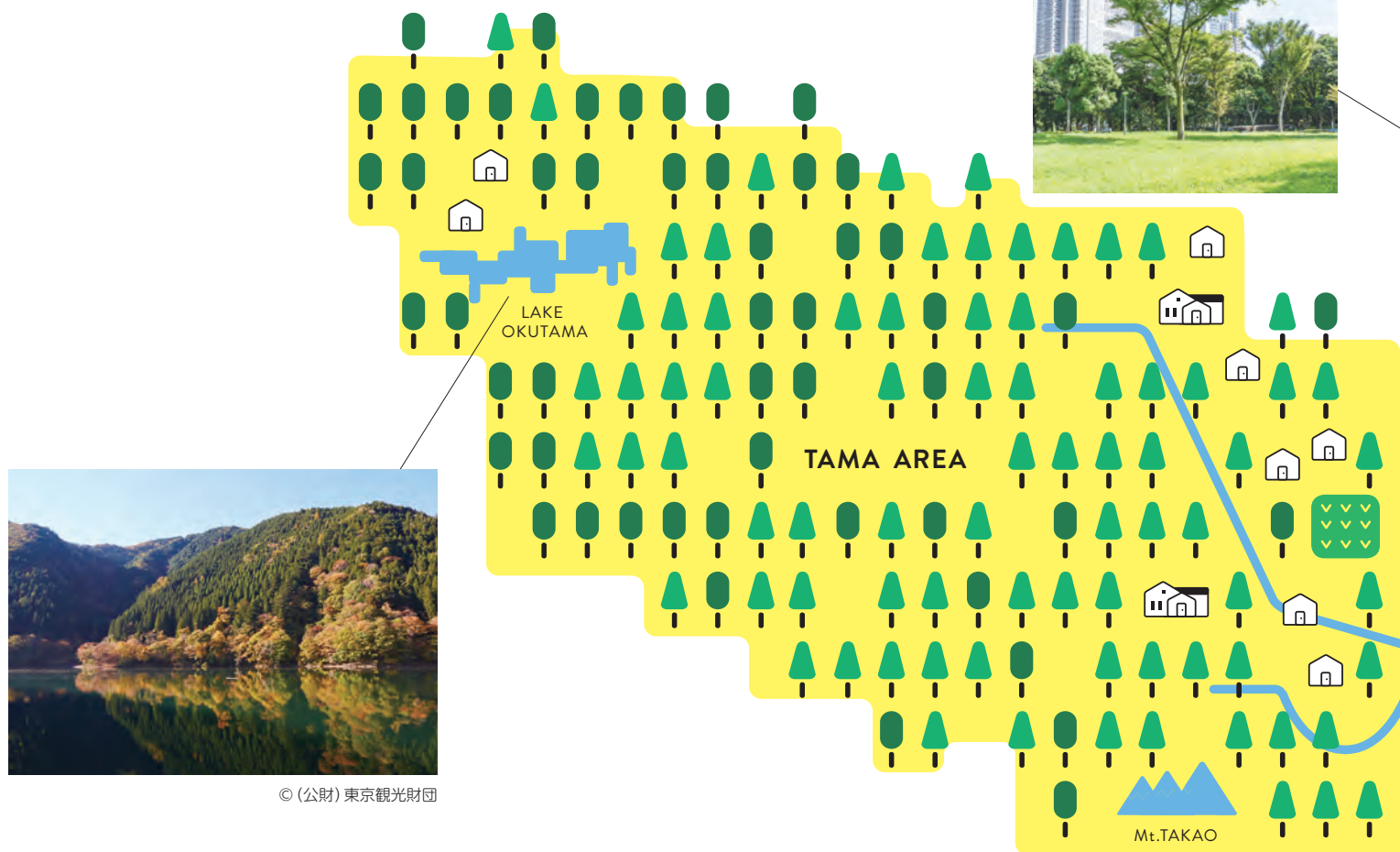
印刷／株式会社イマイン

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

目次

1	TOKYO DATA
3	2030年目標
5	Topics
7	ゼロエミッション東京の実現 ・再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ・ゼロエミッションビルディングの拡大 ・ゼロエミッションモビリティの推進 ・水素エネルギーの普及拡大 ・持続可能な資源利用の実現 ・フロン排出ゼロに向けた取組 ・気候変動適応策の推進 ・都自らの率先行動を大胆に加速 ・国際貢献・国際発信
31	生物多様性の恵みを受け続けられる、 自然と共生する豊かな社会の実現
39	良質な都市環境の実現
43	東京都の主な環境施策

TOKYO DATA



© (公財) 東京観光財団

東京都基本情報



面積

(2022年)

2,194 km²



人口

(2022年12月)

1,404 万人



GDP

(2020年度)

109.6 兆円
(国内GDPの20.4%)



事業所数

(2016年)

62.2 万事務所



海外からの旅行客数

(2020年)

252 万人



© (公財) 東京観光財団

環境関連データ



みどり率※1
(2018年)

52.5 %



都内廃棄物の最終処分量
(2021年度)

62 万t



温室効果ガス排出量
(2021年度速報値)

6,078 万t-CO₂



PM2.5 (微小粒子状物質) 濃度※2
(2022年度)

9.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

※1 緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合

※2 全測定局の年平均値



島しょ部



大島 (三原山)

© (公財) 東京観光財団



小笠原諸島 (南島)

東京都は、2030年をターゲットとした政策目標を設定し、先進的な環境施策を積極的に展開します。

2030年目標

〔温室効果ガス〕



▶ 温室効果ガス排出量
〔2000年比〕 ◀

〔エネルギー〕



▶ エネルギー消費量
〔2000年比〕 ◀

〔再エネ〕



▶ 再生可能エネルギー
電力利用割合 ◀

〔太陽光発電〕



▶ 都内太陽光発電設備
導入量 ◀

〔自動車〕



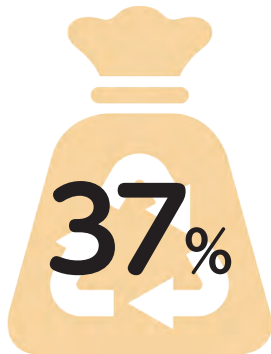
▶ 乗用車新車販売 ◀

〔水素〕



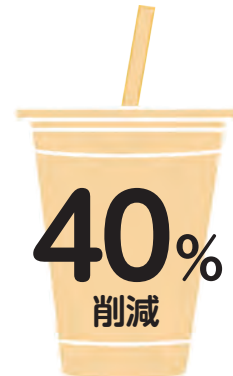
▶ 水素ステーション整備数 ◀

〔リサイクル〕



▶ 一般廃棄物のリサイクル率 ◀

〔プラスチック〕



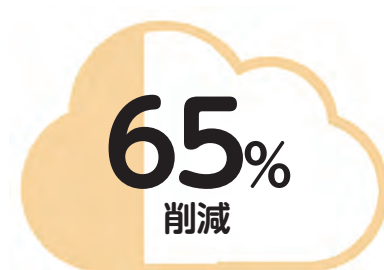
▶ 家庭と大規模オフィスビルからの
プラスチックの焼却量
〔2017年度比〕 ◀

〔食品ロス〕



▶ 食品ロス発生量
〔2000年度比〕 ◀

〔フロン〕



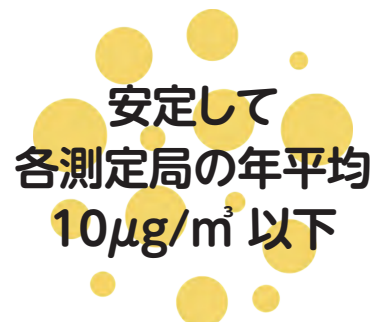
▶ フロン(HFCs) 排出量
〔2014年度比〕 ◀

〔生物多様性〕



▶ 生物多様性の状態 ◀

〔大気〕



▶ PM2.5濃度 ◀

東京都環境基本計画を改定

都は、東京都環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めています。

2022年9月、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現に向けた取組を進めていくため、新たな基本計画を約6年ぶりに改訂しました。2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示しています。



3+1の「戦略」により、環境施策を総合的に展開

- 戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- 戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現
- 戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現
- 戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現



気候危機とエネルギー危機への対応

気候危機の一層の深刻化に加え、2022年2月以降のウクライナ・ロシア情勢による影響の長期化など、気候危機とエネルギー危機という2つの危機に直面する今、脱炭素化の取組とエネルギー安全保障の一体的確保が求められています。

再生可能エネルギーの社会実装を加速 —「再エネ実装専門家ボード」との連携—

都は、再エネの社会実装を強力に牽引していくため、再エネ分野の専門家ネットワークである「再エネ実装専門家ボード」を立ち上げました。

太陽光、風力、バイオマス（SAF）など様々な再エネ・再生資源の活用拡大に向けた情報発信、先進技術の社会実装等に取り組んでいきます。

第1回目は、2023年6月19日に開催し、環境エネルギー分野の世界的な権威であるエイモリー・B・ロビンス氏に基調講演をいただいたほか、ペロブスカイトをはじめとする太陽光発電の実装についても専門家よりご意見をいただきました。

専門家ボードからの助言を都の施策に連動させ、大胆な実装につなげていきます。



第1回再エネ実装専門家ボード

■ H T T (電力を ①へらす ②つくる ③ためる) の取組を強力に推進

都は、気候危機への対応とエネルギーの安定確保に向け、電力を「へらす、つくる、ためる」の頭文字をとった、「H T T」をキーワードに、節電や太陽光発電、蓄電池等の設置を呼び掛けています。

取組を推進するため、企業と連携したイベントの実施や、様々な媒体での広告やSNSでの展開、ポスターやPRグッズなどを通じ、都民・事業者にも節電アクション等の実践を求めています。



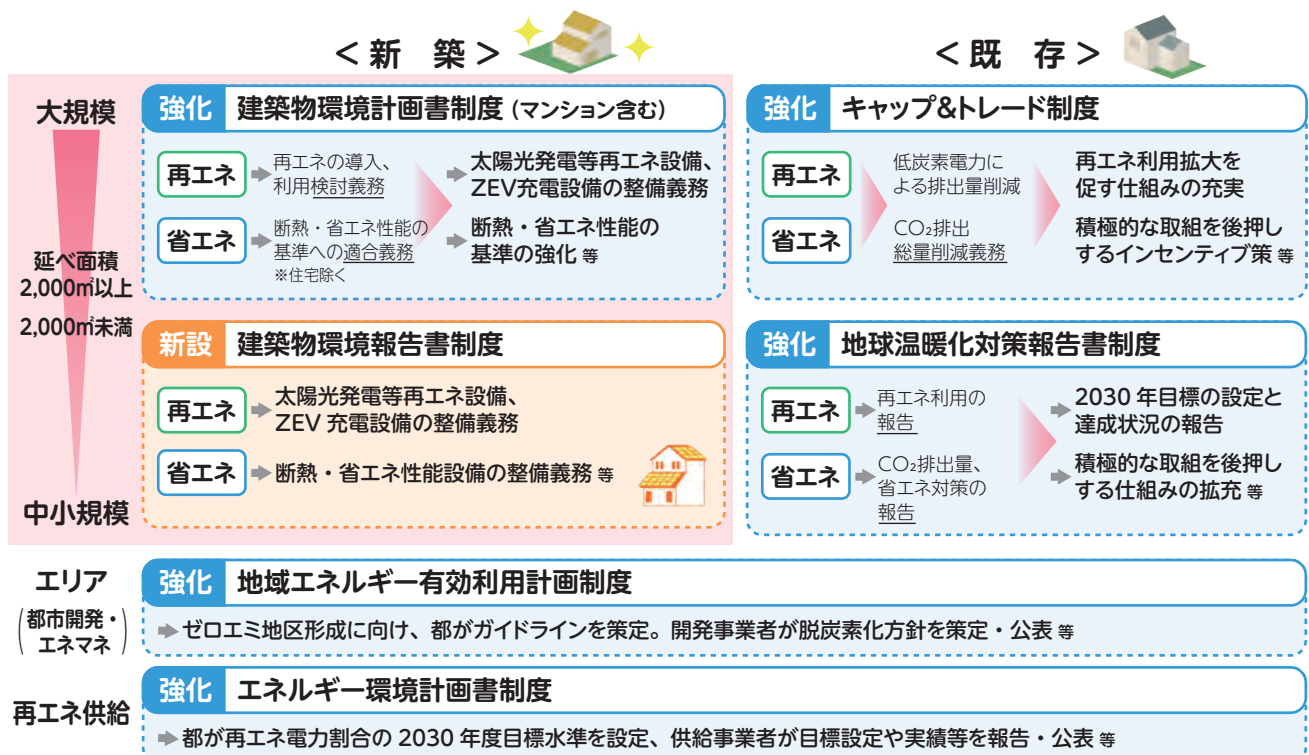
FC東京と連携したイベント実施



H T T ポスター

■ 条例による制度の強化・拡充

都が実施してきた「キャップ&トレード制度」をはじめとする各種制度を強化・拡充するとともに、これまで制度的枠組みがなかった中小規模の新築建物に対する新制度を創設し、業務・産業・家庭部門における建物の脱炭素化を強力に進めていきます。





ゼロエミッション東京の実現

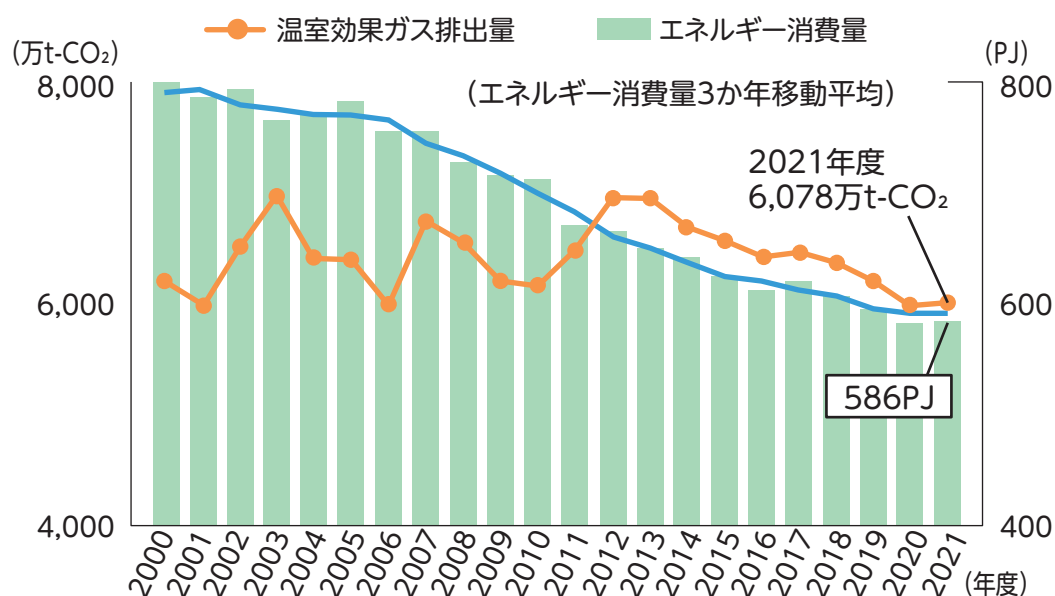
脱炭素社会の実現のためには、エネルギー・都市インフラ・資源利用などのあらゆる分野において抜本的な転換を進めていくことが不可欠です。

都は、エネルギーや資源の大消費地としての責務を果たすとともに、レジリエントで持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、ゼロエミッション東京の実現を目指していきます。

▶ 都内のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量

都内のエネルギー消費量は、2000年度頃にピークアウトし、着実に減少しています。

一方、2011年3月に発生した東日本大震災以降、都全体の温室効果ガス（GHG）排出量は増加傾向にありましたが、エネルギー消費量の削減及び電力のCO₂排出係数の改善効果により、都内GHG排出量も2012年度からほぼ減少傾向にあります。



温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の推移

▶ 新たな部門別目標の設定

2030年カーボンハーフの達成に向け、各部門の削減対策を促進するため、エネルギー起源CO₂排出量とエネルギー消費量の新たな部門別目標を設定しました。

エネルギー期限CO₂排出量

	2020年度 (速報値)	2030年
産業・業務部門	▲ 7.4%	約50%程度削減
家庭部門	+32.9%	約45%程度削減
運輸部門	▲ 50.7%	約65%程度削減

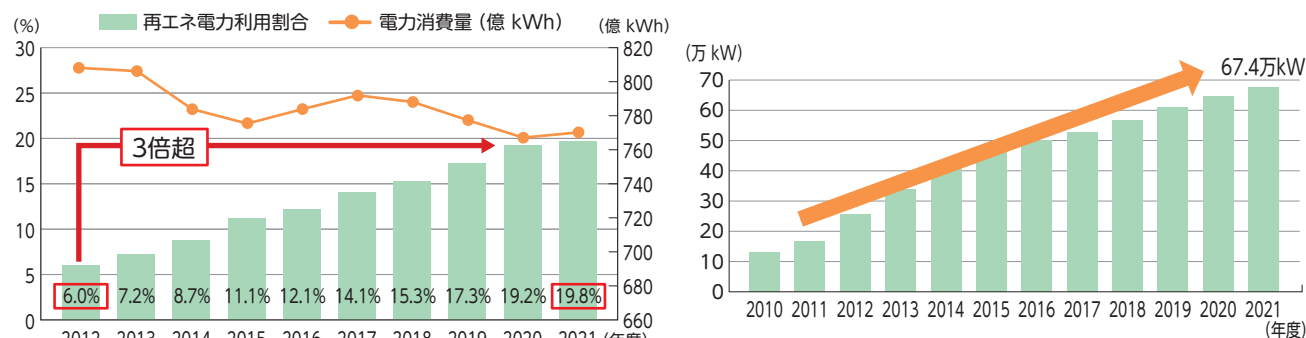
エネルギー消費量

	2020年度 (速報値)	2030年
産業・業務部門	▲ 26.7%	約35%程度削減
家庭部門	+9.9%	約30%程度削減
運輸部門	▲ 54.9%	約65%程度削減

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

「ゼロエミッション東京」の実現には、省エネ等の一層の推進とともに、化石燃料から再生可能エネルギーなどの脱炭素エネルギーへの転換が必須となります。

都は、2050年に「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指し、2030年までの間は、とりわけ再生エネルギーの地産地消と利用拡大に向けた取組を展開しています。



都内太陽光発電設備導入量

▶ 都内産再生可能エネルギーの地産地消

東京ソーラー屋根台帳

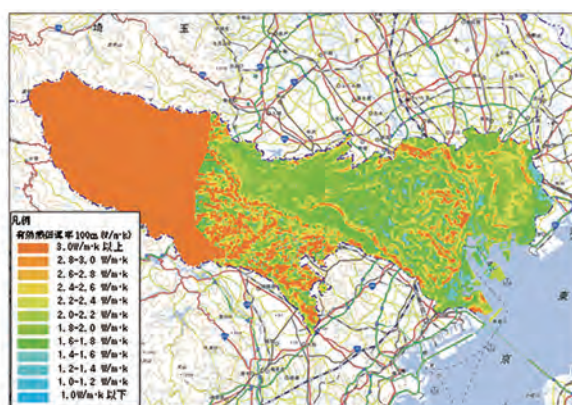
都内の建物がどの程度、太陽光発電や太陽熱を利用できそうか（発電量や集熱量の目安等）が一目で分かるWEBマップ「東京ソーラー屋根台帳」を東京都環境局のホームページ上で公開しています（住所入力でも検索可能）。



東京地中熱ポテンシャルマップ

地中熱は、私たちの足元にある身近な再生エネルギーです。都では、冷暖房に利用できる地中熱の採熱可能量（導入ポテンシャル）の目安がわかるWEBマップ「東京地中熱ポテンシャルマップ」をホームページ上で公開しています。

また、地中熱利用のための導入費用を助成しています。



※色は潜在的な可能性を示す（暖色系の方が、有効熱伝導率が高い）



▶ 再生可能エネルギーの利用を飛躍的に高める取組

事業所における再エネの地産地消を促進

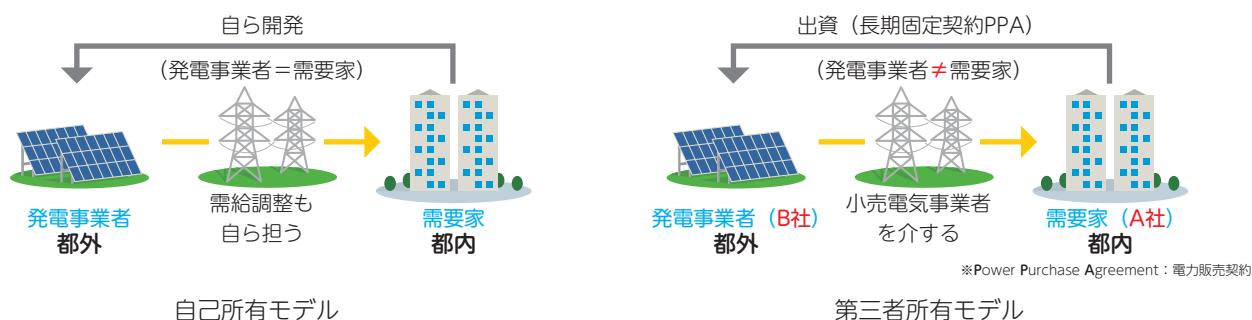
都内及び都外（東京電力管内※）における再エネの普及拡大を図るため、民間事業者及び区市町村の事業所における地産地消型の再エネ発電設備（太陽光発電・風力発電等）や熱利用設備（地中熱・太陽熱等）の導入に対して補助を行う「地産地消型再エネ増強プロジェクト」を実施しています。

※その他一定の条件あり



都外での再エネ設備の新規導入につながる電力調達

土地が狭小で大規模な再生可能エネルギー設備の設置が困難などの地域特性を踏まえ、都は、東京の電力需要の大きさを活かした、都内電力需要家による都外での再生可能エネルギー設備の新設につながる電力調達の拡大を支援しています。



エネルギー供給事業者への取組

「エネルギー環境計画書制度」により、都内へ電力を供給する小売電気事業者等に対し、再エネの自主的な目標設定と報告を義務付け、電気的环境性の向上を図っています。

「エネルギー環境計画書制度」の概要

【対象者】

- ✓ 都内に電気を供給する小売電気事業者及び一般送配電事業者

【目的】

都内に供給されるエネルギーの質の向上

- ✓ CO₂排出量の削減
- ✓ 再エネ等の導入促進

【エネルギー環境計画書制度】

毎年、策定及び提出・公表

- ✓ CO₂排出係数の報告と目標
- ✓ 再エネ等の導入実績と目標

制度強化の主なポイント (2025年4月～)

- ✓ 再エネ電力割合の目標水準を50%に設定
- ✓ 多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備
- ✓ 都による情報発信を充実させ、需要家が選択しやすい情報データベースを構築

技術革新の促進

再エネの基幹エネルギー化には、技術革新が不可欠です。軽量・小型パネルなど、東京の地域特性に対応した機能を有する製品の設置支援や、大学等とも連携して技術革新を促すことで、再エネの社会実装を推進しています。

【ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた検証】

都は、国産技術であるペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた開発企業（積水化学工業株式会社）との共同研究において、国内初となる下水道施設へのフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を完了し、令和5年5月24日に国内最大規模の実証実験を開始しました。

※共同研究は、令和7年12月1日まで実施



森ヶ崎水再生センター



検証キックオフの様子

コラム

今日からキミがおうちの「環境局長」だ！

「2050年ゼロエミッション」や「2030年カーボンハーフ」の実現には、これからの社会を担うこどもたちへの啓発・教育、そして、こどもを通して大人世代の意識啓発と行動変容を促すことが重要です。

都は、こどもが家庭の環境リーダーとなって、家族で楽しみながら節電対策などのアクションに取り組む「わが家の環境局長」事業を2022年度から行っています。

たくさんのこども達が都知事による特別事業やビンゴゲーム、そして2023年度から開始した環境アクションを自ら考えて実行するコンテンツ「かんきょうマングラート」などを通して環境対策を学び、家族と一緒にアクションを実行しています。



かんきょうマングラート

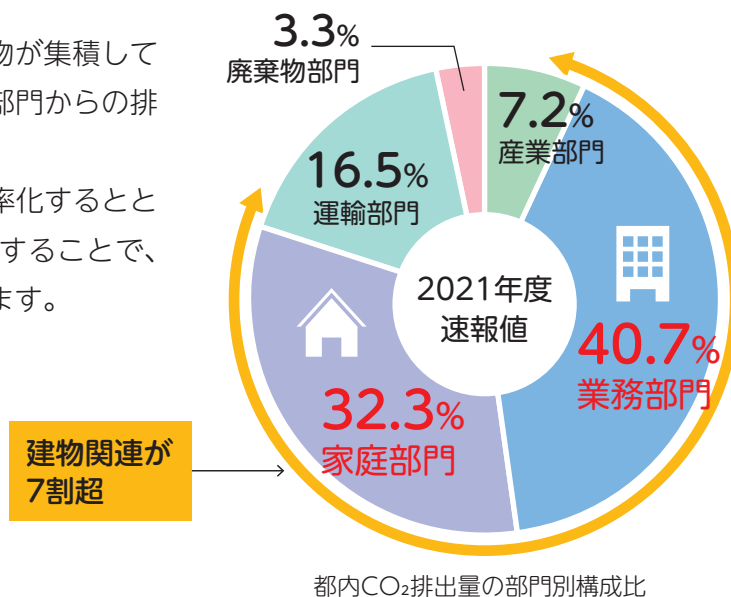


都知事によるH T T特別授業

ゼロエミッションビルディングの拡大

東京には、オフィスビルや住宅などの建物が集積しており、都内のCO₂排出量は業務部門や家庭部門からの排出割合が高いのが特徴です。

建物でのエネルギー使用を可能な限り効率化するとともに、使用するエネルギー自体を脱炭素化することで、建物のゼロエミッション化を加速させています。



▶ ゼロエミッションビルディングを加速させる制度の強化

都は、建築物の段階(新築又は既築)や規模(大規模又は中小規模)に応じた制度を導入しています。

既存制度(カーボンハーフに向けて強化)

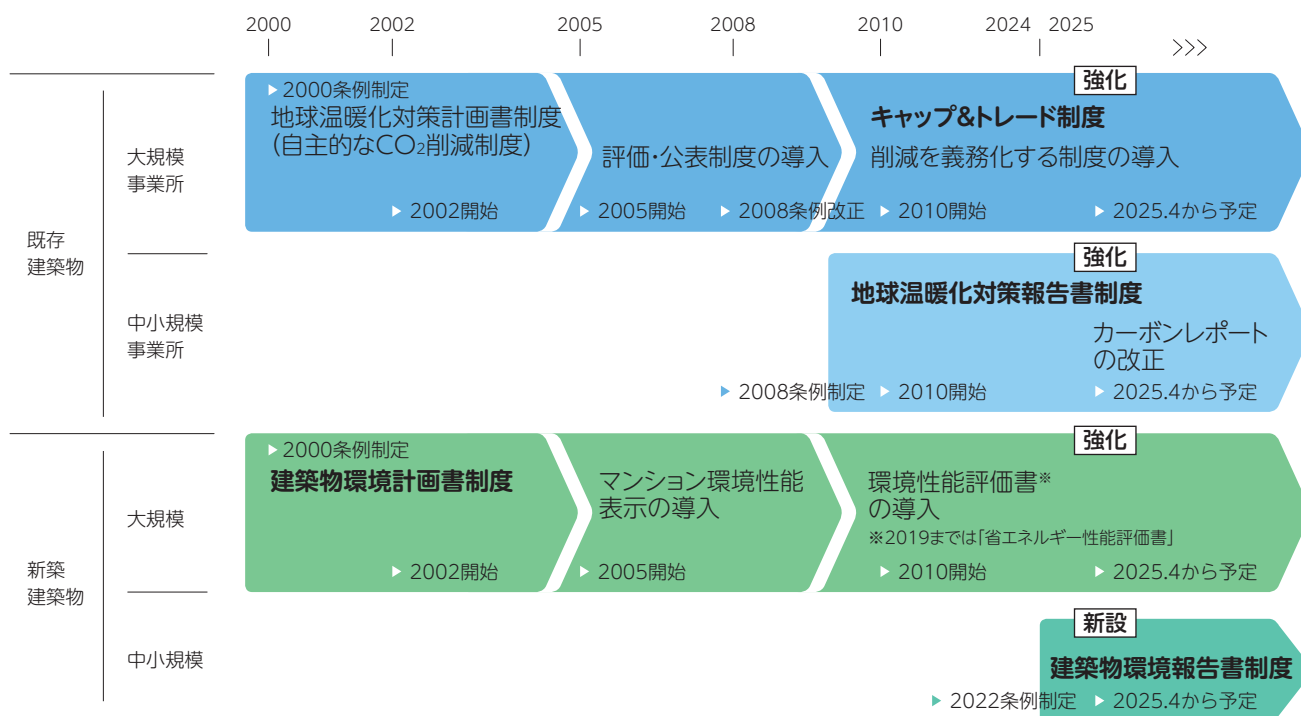
「キャップ&トレード制度」：大規模事業所を対象

「地球温暖化対策報告書制度」：中小規模事業所を対象

「建築物環境計画書制度」：新築・増築・改築する一定規模の建築物を対象

新制度(2025年4月より導入)

「建築物環境報告書制度」：一定の中小新築建物への太陽光発電等再エネ設備の設置等を義務付け



▶「建築物環境計画書制度」

都は、環境確保条例により、建築物を建築する際に環境配慮に関する計画書の提出を建築主に義務付け、都が公表する制度を実施しています。

2020年度からは、制度の対象範囲を延べ面積「5,000㎡超」から「2,000㎡以上」の建築物に拡大するとともに、省エネルギー性能評価の最高ランクとなる「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）評価」を開始しています。



マンション環境性能表示
マンションの建築主に対しては、分譲・賃貸広告に環境性能を示すラベルの表示を義務付けています。

「建築物環境計画書制度」の概要

【対象者】

- ✓ 延べ面積2,000㎡以上の建物を新築等（新築・増築・改築）する建築主

制度強化の主なポイント（2025年4月～）

断熱・省エネ性能基準

- ✓ 現行の断熱・省エネ性能の基準（住宅以外）を国基準以上に引き上げ
- ✓ 住宅に対しては基準を新設

再エネ設置基準（太陽光発電設備等）

- ✓ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付け
 - ・設置基準容量(kW)＝建築面積(㎡) × 設置基準率5% × 0.15(kW/㎡)
 - ・再エネ設置基準について下限及び上限容量を設定
- ✓ 設置は原則敷地内とするが、条件付きで敷地外設置や再エネ電気等調達も可

ZEV充電設備の整備基準

- ✓ 新築時の駐車場設置台数が一定数以上の建物に対し、充電設備や配管等の整備を義務付け

その他

- ✓ 高いレベルにチャレンジする建築主の取組を評価するため、評価基準を強化・拡充
- ✓ 建設に係る環境負荷低減への配慮に係る評価項目等を追加
- ✓ 環境に配慮した建物が選択されるよう、建築主による環境性能の表示及び建物使用者への説明内容を強化・拡充するほか、都による公表情報を充実化

▶「建築物環境報告書制度」の新設

都内住宅の状況と制度創設背景

都内CO₂排出量の7割が建物でのエネルギー使用に起因しています。

2050年時点では、建物ストックの約半数（住宅は7割）が今後新築される建物に置き換わる見込みであることから、2050年の東京の姿を形作る新築建物への対策が極めて重要です。

都内の住宅屋根への太陽光発電設備設置は限定的なため、大都市東京ならではの強み“屋根”を最大限活用していきます。



「建築物環境報告書制度」の概要

大手ハウスメーカー等の事業者に対して、住宅等の中小規模新築建物への断熱・省エネ性能の確保、太陽光発電設備等の設置の義務付け・誘導を行う仕組みです。

本制度により、太陽光発電のメリットをより発揮できるよう事業者による商品・サービス開発が進むとともに、太陽光発電設備付き等環境性能の高い住宅が標準化され、都民の皆様の選択肢が増えていきます。

新制度の主なポイント (2025年4月～)

太陽光パネルの設置義務者は誰？

- ✓ 年間の都内供給延床面積が合計20,000㎡以上のハウスメーカー等の事業者が対象です。*
- ✓ 新築建物が対象で、現存の物件は対象外です。
- ✓ 設置義務者である供給事業者が、注文住宅の施主等や建売分譲住宅の購入者等とともに、建物の環境性能の向上を推進していく制度です。

※このほかに、申請を行い知事から承認を受けた事業者も制度に参加できます。



どんなメリットがあるの？

経済性



毎月の光熱費が削減できます。

【毎月電気代1万円程度の新築戸建住宅に4kWを設置した場合】

✓ 月々7,700円・年間92,800円の経済的メリット

⇒約115万円の設置費用が現在の補助金(10万円/kW)

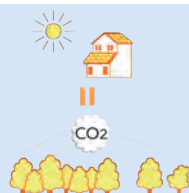
を活用すると約8年で回収！

※東京都区部、2人以上の世帯を想定して試算(令和5年8月時点)
したものであり、今後の状況等で変動する可能性があります。

環境

CO₂削減に貢献します。

✓ 4kWの太陽光発電によるCO₂削減量は、
スギ林 2,000㎡分(約200本分)の吸収量に
相当します。



防災力



停電時に 電気が 使えます。

- ✓ 停電時にテレビやスマートフォンなどで情報収集・安否確認ができます。
- ✓ 蓄電池と組み合わせれば、より防災力が高まります。

海外諸都市・国内自治体等における太陽光義務化の動向は？

EU ヨーロッパ屋上太陽光戦略 (European Solar Rooftops Initiatives)	●再生可能エネルギーの導入加速：2030年目標を40%から45%に引き上げ ●以下のスケジュール、対象において太陽光発電設備の設置を義務化する提案 - ー2026年までに、250㎡以上の使用床を有する全ての新築公共・商業建物 - ー2027年までに、250㎡以上の使用床を有する全ての既存公共・商業建物 - ー2029年までに、全ての新築住宅
ドイツ (州政府が進める太陽光発電義務化)	●州政府において、太陽光発電義務化条例の導入が進む。規制内容は州によって異なる ●ベルリン州では、2023年1月1日から、住宅への太陽光発電の設置義務化 - ー全ての新築・既存建物(50㎡超の屋根)の改修に適用 ※既存建物には一部例外規定あり。現在、国内16州のうち7州が太陽光義務化を導入
米国 カリフォルニア州	●2030年までに発電における再エネ比率60%とする州法が2018年に成立、施行済み ●2020年、州内全ての新築低層住宅に太陽光発電設置義務化 - ー戸建住宅及び集合住宅(3階建以下)の建築主、建設事業者に義務付け - ー住宅規模や気候区分を考慮した義務基準を設定 ー狭小屋根等の住宅は義務免除 ●2023年、ほぼ全ての非住宅建築物、低層以外の集合住宅に義務化を拡大
米国 ニューヨーク市	●2030年までに電力の再エネ比率を70%とする計画を2019年に承認 ●2019年、新築及び大規模屋根修繕する建築物に太陽光発電の設置または緑化を義務化 - ー屋根の傾斜や面積に応じて義務内容を設定 - ー規制区域、雨水管理、テラス、娯楽等の用途が屋根にある場合は対象外
国内自治体	【京都府・京都市】2022年、延床面積300㎡以上の新築・増築時に設置を義務化 【群馬県】延床面積2,000㎡以上の新築・増改築時に設置を義務化(2023年4月施行) 【川崎市】新築建物への設置を義務化(2025年4月施行)

コラム

太陽光発電の普及拡大に関する連携協定

2023年6月、東京都、川崎市、一般社団法人太陽光発電協会は、太陽光発電の普及拡大に関する連携協定を締結し、新しい制度に関する情報発信や普及啓発、最新技術の情報収集等の取組を協力して進めています。



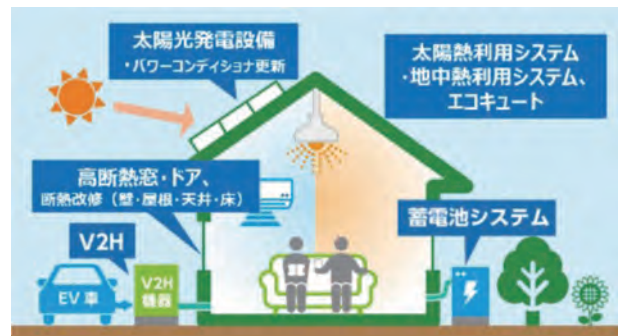
太陽光発電の普及拡大に関する3者連携協定

▶ ゼロエミッションビルディング普及を後押しする施策

都内住宅における省エネ性能の向上と再エネ導入の促進

都内住宅の断熱性向上や太陽光発電設備等の設置を進め、災害に強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進します。

- ✓ 太陽光発電設備の単独設置への補助、太陽光発電の電力を利用した場合のエコキュート等、機能性PVへの上乗せ補助等を追加



新制度に対応する住宅の供給・開発を後押し

建築物環境報告書制度の開始に先立ち、施行に向けた準備を行う事業者に対して支援を行うとともに、制度施行前に先行的に取り組む事業者を積極的に後押ししています。

- ✓ ハウスメーカー等の環境性能の高い住宅モデルの拡充を後押しするとともに、地域工務店等の設計・施工技術向上の取組を支援
- ✓ 太陽光発電設備等の一括補助を実施し、事業者の計画的な取組を支援
- ✓ セミナー開催や講師派遣、電話相談等の太陽光発電設備のライフサイクルに応じたきめ細かな支援

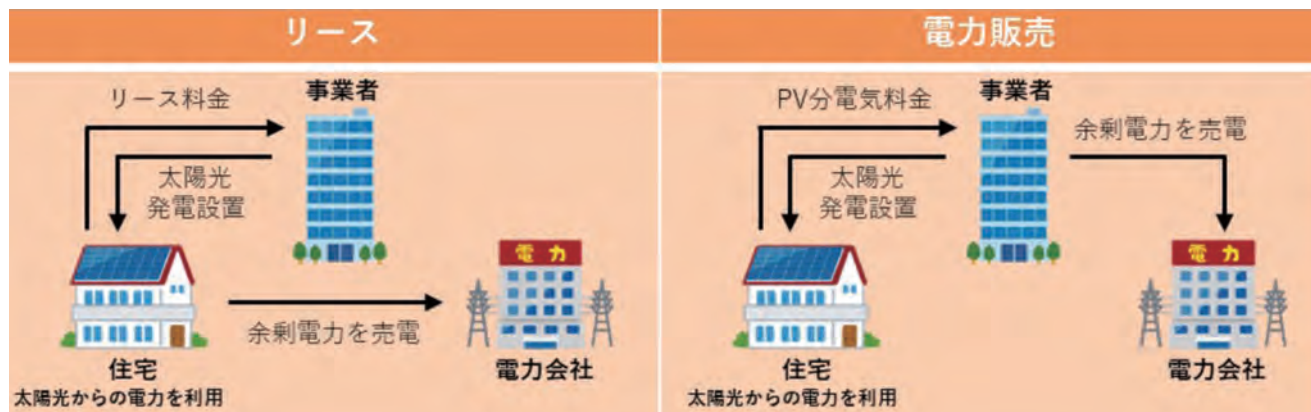
東京ゼロエミ住宅の導入促進

東京の地域特性を踏まえた省エネ性能の高い住宅を普及させるため、都が定める基準を満たす新築住宅「東京ゼロエミ住宅」に対して、水準に応じた補助を実施しています。



初期費用ゼロでの太陽光発電等の設置促進

初期費用ゼロで太陽光発電設備及び蓄電池を設置するサービスを提供する事業者に対して設置費用の一部を補助し、サービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元することで、都内の太陽光発電設備等の更なる設置を促進します。



初期費用ゼロスキームの例

太陽光パネル・蓄電池のグループ購入の普及

太陽光発電設備や蓄電池の導入に係る都民の負担を軽減するため、都と協定を締結する事業者が購入希望者を募集し、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を可能とする仕組みを構築することで、再エネを活用する機会の創出を促しています。



集合住宅における再エネ利用の促進

再エネの利用拡大には、都内住宅の7割を占めるマンションでの導入を促進していく必要がありますが、設置スペースが限られていたり、防水工事や一括受電設備の設置が必要であったりと、マンション特有の課題があります。これらのハードルを下げるため、住民間の合意形成から設備の導入・運用まで一体的に支援し、再エネ電力への切替を促しています。



家庭のゼロエミッション行動の推進（ゼロエミポイント）

省エネ性能の高い家電等（エアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明器具）への買い替えを行った都民に対し、商品券やLED割引券に交換できる東京ゼロエミポイントを付与しています。

買い替えを行った都民に対しては、省エネアドバイスを実施し、省エネ意識の更なる向上を図っています。



コラム

省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム

2030年カーボンハーフ実現に向け、東京都、住宅関係団体及びその会員事業者が一体となって、省エネ・再エネ住宅を普及促進させるため、2022年6月に「東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム」を設立し運営を行っています。

プラットフォームに参加する団体との情報共有等を実施するとともに、参加団体が行う都民への普及啓発、相談窓口の設置、事業者の技術力向上の取組を支援することで、住宅の脱炭素化を推進していきます。



▶大規模事業所を対象とした 世界初の都市型「キャップ&トレード制度」

都は、2010年4月に、大規模事業所を対象とした温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）を導入しました。本制度は、我が国初のキャップ&トレード制度であるだけでなく、大都市に集中するオフィスビル等の業務部門も対象とした世界初の都市型のキャップ&トレード制度です。

本制度の対象事業所の総排出量は都内の産業・業務部門の排出量の約4割に及びます。

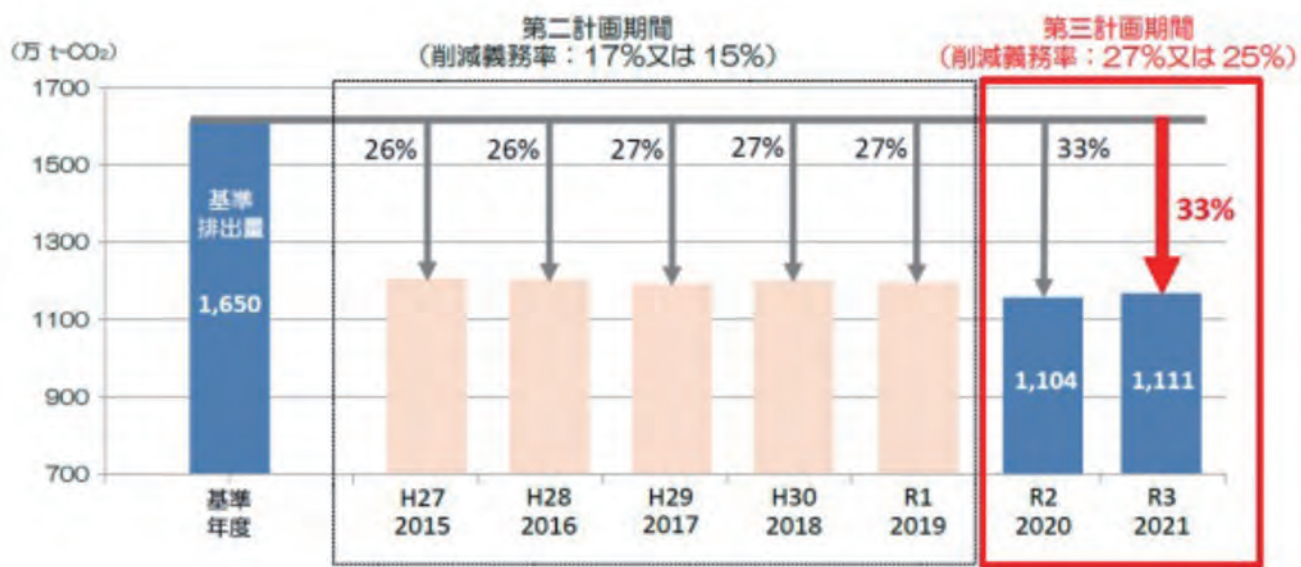
対象事業所は、自ら排出削減対策を実施するか、排出量取引を行うことにより、決められた量を削減しなければなりません。

また、対象事業所には、排出量の算定、検証及び報告が義務付けられています。

制度概要	
対象事業所	原油換算で年間1500kL以上のエネルギーを使用する約1200の事業所
対象ガス	エネルギー期限CO ₂
計画期間	5年間 第1計画期間：2010年度～2014年度 第2計画期間：2015年度～2019年度 第3計画期間：2020年度～2024年度
削減義務率	第1計画期間：オフィスビル等 8%、工場等 6% 第2計画期間： // 17%、 // 15% 第3計画期間： // 27%、 // 25%
排出量取引	超過削減量とオフセットクレジットが取引可能
罰則	義務不足量の1.3倍の削減命令、上限50万円の罰金、違反事実の公表

▶基準年度比で33％削減を達成(2021年度)

2021年度の対象事業所のCO₂排出量は1,111万トンで、省エネ対策の進展や低炭素電力・熱の利用によって、基準排出量から33％削減を達成しました。



※ 令和5（2023）年2月6日時点の集計値
（電気等の排出係数は固定値（第二、第三計画期間：0.489 t-CO₂/千kWh）で算定）

第二計画期間及び第三計画期間の排出量削減状況

▶ 第4計画期間(2025年度～2029年度)における「キャップ&トレード制度」

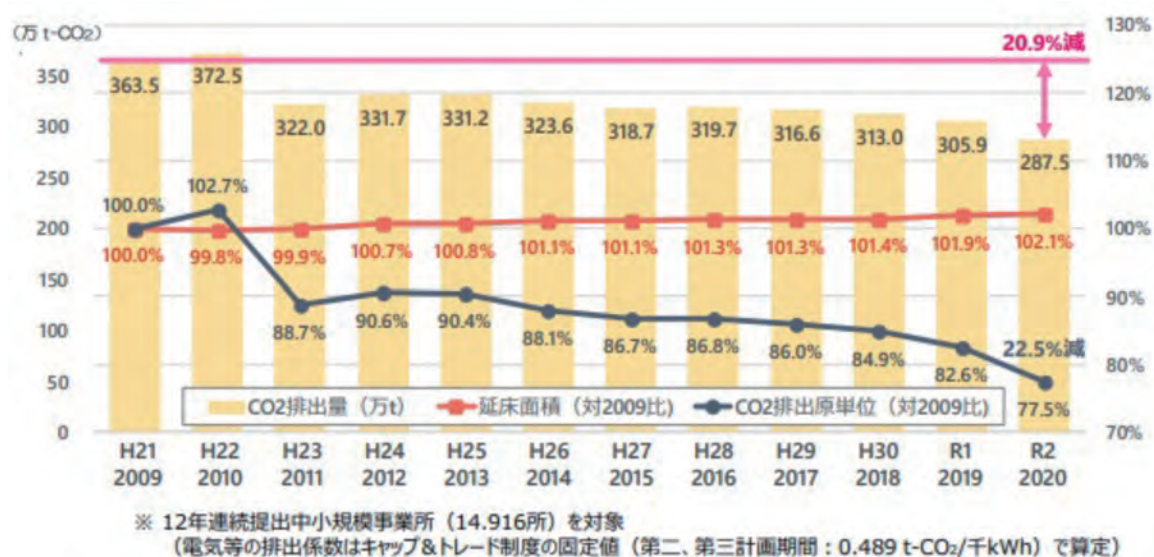
第4計画期間では、「2030年カーボンハーフ」とその先の「ゼロエミッション東京」を見据え、省エネ対策の更なる深掘りと再エネの利用拡大による追加削減を推進し、大規模事業所の取組の更なる進化を目指します。

制度強化の主なポイント ※令和5年第3回都議会定例会の議決を経て決定

- ・新たな削減義務率としてオフィスビル等50%、工場等48%を提示
- ・事業所外からの再エネ導入など、再エネによる義務履行の手段を拡充
- ・トップレベル事業所認定制度をゼロエミッション化への取組を評価する制度に強化
- ・積極的に取り組む事業所の評価向上に向けた省エネ・再エネの取組の報告・公表の拡充

▶ 中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」

都は、2010年4月、「地球温暖化対策報告書制度」を導入し、中小規模事業所のCO₂排出状況の把握と省エネ対策の実施を促進しています。2020年度からは、削減実績や再エネ利用の取組が優良な事業者を評価・公表する仕組みを導入し、事業者の取組意欲の喚起を図っています。



CO₂排出量及びCO₂排出原単位の推移

「地球温暖化対策報告書制度」の概要

【対象者】

- ✓ 年間のエネルギー使用量が1500kL(原油換算)未満の事業所を設置する事業者

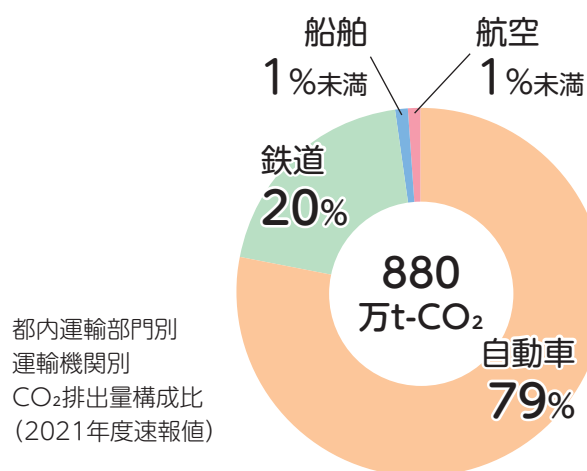
制度強化の主なポイント(2025年4月～) ※令和5年第3回都議会定例会の議決を経て決定

- ✓ 都による「2030年度の達成水準」の設定と事業者による計画策定と達成状況の報告
- ✓ 報告・公表項目や優良事業者に対する評価の拡充
- ✓ カーボンレポートの拡充による事業所対策の更なる「見える化」を促進

ゼロエミッションモビリティの推進

都は、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化することを目指しており、車両導入やインフラ整備を加速的に進めています。

また、ZEVに対する認知度向上に向けたイベントも開催しています。



ZEV-Tokyo Festival

▶ ZEVの普及拡大

ZEVの普及に向け、車両の購入補助を行っています。2023年度からは、車種開発や販売促進へのインセンティブとして、ZEV等の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して補助額の上乗せなどを開始しました。

EV

対象車両の購入で 給電機所有 最大 **45万円**

再エネ100%電力契約で
又は
太陽光発電設備設置で 最大 **15万円 プラス**

対象自動車メーカー車両であれば 最大 **30万円 プラス**

対象自動車メーカー車両であれば 最大 **10万円 プラス**

PHEV

対象車両の購入で 給電機所有 最大 **45万円**

再エネ100%電力契約又は
太陽光発電設備設置で 最大 **15万円 プラス**

対象自動車メーカー車両であれば 最大 **10万円 プラス**

FCV

対象車両の購入で 給電機所有 最大 **110万円**

再エネ100%電力契約又は
太陽光発電設備設置で 最大 **25万円 プラス**

対象自動車メーカー車両であれば 最大 **5万円 プラス**

EV バイク

対象の原付一種・ミニカーの購入で 最大 **18万円**

対象の原付二種・側車付二輪・原付一種三輪の購入で 最大 **48万円**

効率的な自動車使用

都は、自動車環境管理計画書制度により、30台以上の自動車を使用する事業者に対し、排出ガス量の削減目標や自動車の使用の合理化の取組等に関する計画・実績報告書の提出を義務付けています。

また、貨物運送事業者に対しては、貨物輸送評価制度により、エコドライブ等の取組を進めている事業者を実走行燃費で評価し、CO₂排出削減の取組の後押しをしています。

▶ ZEV普及を支えるインフラ整備

EV充電環境の向上

充電環境の不足に対するユーザーの不安感を払しょくするため、社会インフラとしての充電器の設置を促進しています。商業施設など民間施設への設置に対する補助に加え、パーキングメーター設置エリアにおける検証や、都民が利用する都立公園などの都有施設への設置を進めています。

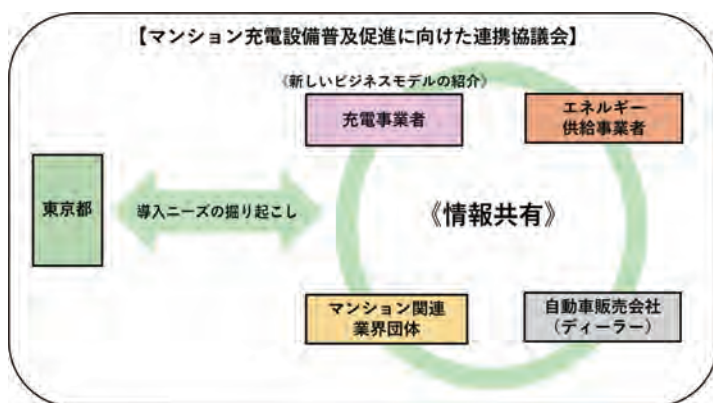


公道（パーキングメーター設置エリア）
の充電設備の設置

集合住宅への設置促進

ZEVの本格普及に向けて、自宅等で充電できる環境を整備することが重要ですが、集合住宅に設置する場合は住民の合意形成が必要となるため、戸建住宅に比べて普及が進みにくい現状です。

こうした中、都は、マンションへの充電設備導入費用を補助するほか、関連団体・事業者等と連携し、事例やノウハウ・課題等を共有することで、導入ニーズの掘り起こしを行っています。



壁付けコンセント
タイプ



スタンドタイプ

▶ 自転車利用の促進

自転車は、身近で環境にやさしい交通手段であり、利用者の安全性や快適性、利便性を高め、その利用を促進していく必要があります。自転車シェアリングは、自転車の利用促進を図る効果的な仕組みであり、都内各地で取組が進んでいます。都は、各区市によるサイクルポートの用地確保や初期投資を支援するとともに、連携して普及拡大に取り組んでいます。

【自転車シェアリング実施自治体】（2023年6月1日現在）



複数事業者が共同で利用する
サイクルポート

- 注1 ここに言う「実施自治体」とは、運営事業者と協定の締結等を行い、自転車シェアリング事業の運営や公有地等へのポート設置を実施している自治体を指す。
注2 世田谷区では区独自の自転車シェアリングも併せて実施
注3 これ以外に運営事業者が独自にポートを設置している場合がある。

水素エネルギーの普及拡大

水素エネルギーは、利用の段階で水しか排出しないクリーンなエネルギーであり、環境負荷の低減、エネルギー供給源の多様化、非常時対応などの様々な意義を有しています。

また、運輸・発電・熱利用等幅広い分野での活用が期待されているほか、再生可能エネルギーの調整力としても有望です。制度面、財政面など様々な観点で支援し、水素関連技術の利活用を積極的に推進するなど、水素エネルギーの普及拡大に向けて取り組んでいます。

▶「東京水素ビジョン」を策定

水素エネルギーに対する理解促進に向け、2022年3月に「東京水素ビジョン」を策定しました。本ビジョンを通じて水素エネルギーが普及した2050年の東京の姿を示すとともに、マイルストーンとなる2030年に向けた水素施策の展開について、取組の方向性も紹介しています。



東京水素ビジョン

▶燃料電池車両の普及拡大

走行距離が長く、動力としても多くのエネルギーを必要とする業務・産業用車両における水素利用は、運輸部門の脱炭素化や水素利用の拡大のために非常に重要です。

燃料電池バスについては、2017年に都営バスが市販車では日本で初めて路線バスへ導入し、2022年度末現在では、民間バスも含め計102台の車両が導入されています。

また、2023年4月には燃料電池トラックの都内導入が開始されています。都は、これらのバス・トラックに対して支援を行っています。

燃料電池ごみ収集車、燃料電池フォークリフト等のその他商用車両についても、車種のニーズや開発状況等にに合わせて支援策を講じ、導入を図っていきます。



燃料電池バス



燃料電池ごみ収集車



© C J P T

燃料電池小型トラック



© (株) 豊田自動織機

燃料電池フォークリフト

▶ 水素ステーションの整備促進

都内では2014年から運営が開始され、2023年3月までに23か所で整備されています。水素を本格的に活用していくためには、身近なエネルギー供給のインフラである水素ステーションの整備が重要であり、都は、ガソリンスタンドなどに比べて高額な整備費と運営費への補助を実施しています。

さらに、既存ガソリンスタンド等を活用し、水素ステーションの併設や急速充電器の設置を図る環境配慮型の「マルチエネルギーステーション化」も支援していきます。



バス対応水素ステーション

©岩谷産業(株)



マルチエネルギーステーションのイメージ

▶ グリーン水素の利用に向けた基盤づくり

現在製造されている水素の多くは、製造コスト等の理由から、化石燃料由来のグレー水素が占めておりますが、水素の製造段階においてもCO₂を排出しないグリーン水素の需給拡大を目指していく必要があります。

都では、先進的な取組を行う企業と意見交換等を実施する「東京グリーン水素ラウンドテーブル」を開催するとともに、純水素型燃料電池等の導入支援や、都有施設における導入、他自治体との連携も含め、都内のグリーン水素の活用事例を増やしていきます。



東京ビッグサイトで
山梨県産グリーン水素の利用を開始

コラム

港湾・臨海部における取組推進

脱炭素社会への貢献が期待される港湾・臨海部においても、取組を加速させていきます。官民の連携のもと「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を策定し、水素利用などによる東京港の脱炭素化の推進に取り組んでいます。

また、臨海副都心の建築物等における水素エネルギー活用に向けたモデルを構築することで、民間事業者における普及を促進していきます。



出典：㈱三井E&S HP

荷役機械の
電動化・FC化



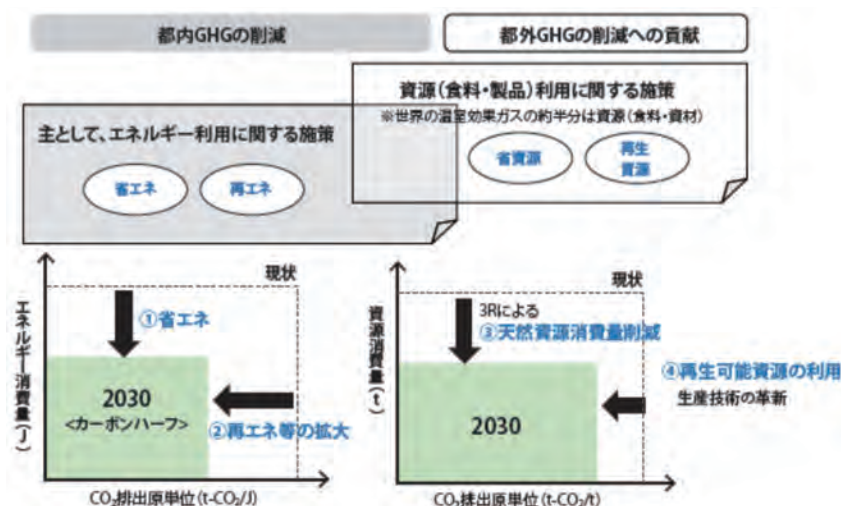
出典：寺崎電気産業㈱HP

停泊中船舶への
陸上電気供給

持続可能な資源利用の実現

▶ 資源循環分野と気候変動対策との連関

地球上の資源を採掘して製品をつくり、不要になれば捨てるという従来の一方通行型の経済モデルは、気候変動にも大きな影響を及ぼしていることから、都は2019年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、資源循環分野を気候変動対策に位置付け、積極的に取り組んでいます。人類の存続の基盤である地球環境を確保していくため、モノの作り方・売り方（買い方）・使い方の変革を図り、CO₂排出実質ゼロの持続可能な資源利用を実現していかなくてはなりません。

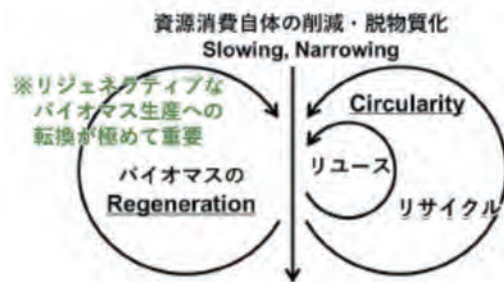


▶ サーキュラー・エコノミーへの移行

持続可能な資源利用を実現し、CO₂排出実質ゼロを達成するためには、製品や食料品のサプライチェーンにおける環境負荷への配慮が必要です。

リデュースやリユースを組み込んだ新たなビジネスや、革新的なリサイクル技術のビジネス化を支援し、リサイクルシステムのレベルアップを促進していくことで、サーキュラー・エコノミーへの移行を目指します。

[サーキュラー・エコノミーの概念]

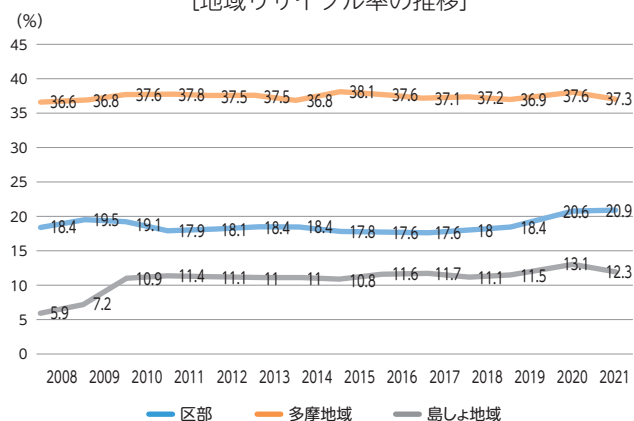


▶ 都内の廃棄物のリサイクルの現状

一般廃棄物のリサイクル率は、2010年以降はおおむね横ばい傾向です。地域によって差があり、家庭ごみの有料化による排出抑制や分別の徹底によりリサイクルを進めている多摩地域では、一般廃棄物のリサイクル率は37%に達しています。

また、都内の産業廃棄物のリサイクル量は増加傾向で推移してきましたが、2016年度以降、低下傾向で推移しています。種類ごとに見ると、建設工事に伴い排出されるがれき類、建設汚泥等のリサイクル量が多くなっています。

[地域リサイクル率の推移]

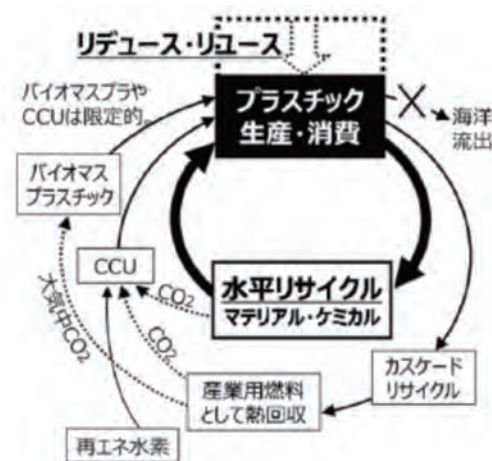


▶ プラスチック対策

新しいプラスチック利用の姿

プラスチックは、優れた特性を有する素材である一方で、生産から廃棄までの各段階において気候変動や生物多様性の損失に影響を及ぼしています。

量り売り、シェアリング、リユース容器などの2 Rビジネスの主流化や、水平リサイクルの実装を進め、持続可能で、CO₂排出実質ゼロのプラスチック利用である「カーボン・クローズド・サイクル」を実現していきます。



「カーボン・クローズド・リサイクル」の考え方

先進的な企業と連携したイノベーションの創出

都は、使い捨てプラスチックの大幅な削減やリユース、水平リサイクルの実装化を推進するため、これまでのプラスチック資源の利用を大きく転換させる革新的な技術又はビジネスモデルに連携して取り組む事業者・団体等を支援しています。



<取組事例>

ドリンク用リユース容器のシェアリングサービス：Re&Go使い捨て容器削減のため、街中で気軽にリユース容器が使えるサービスを目指し、飲食、コンビニ、複合商業施設を中心に社会実装を進めています。

プラ製容器包装等の再資源化支援

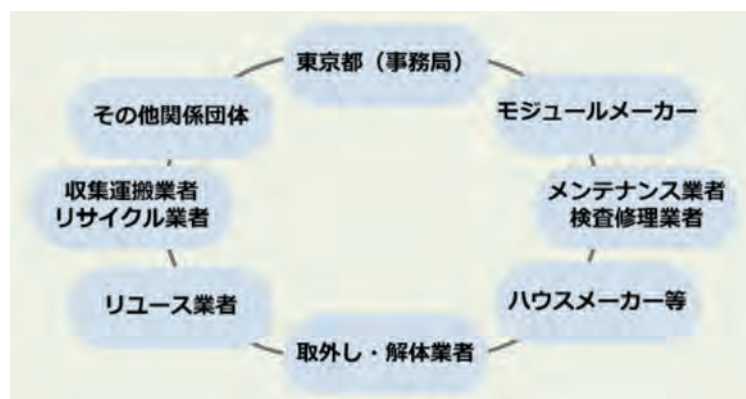
区市町村でのプラスチック分別収集の実施に向け、実施自治体へのレベルアップ支援を行うとともに、未実施自治体へのスタートアップ支援を実施します。

▶ 3 Rの推進

太陽光パネルの高度循環利用の推進

都は、令和4年9月に、建物解体、収集運搬、リサイクル等の関係者で構成する「東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会」を設置しました。本協議会と連携し、住宅用太陽光パネルの効率的なリサイクルルートの構築等に取り組むとともに、都民・事業者向けの太陽光パネルのリサイクルに係る様々な広報活動を実施しています。

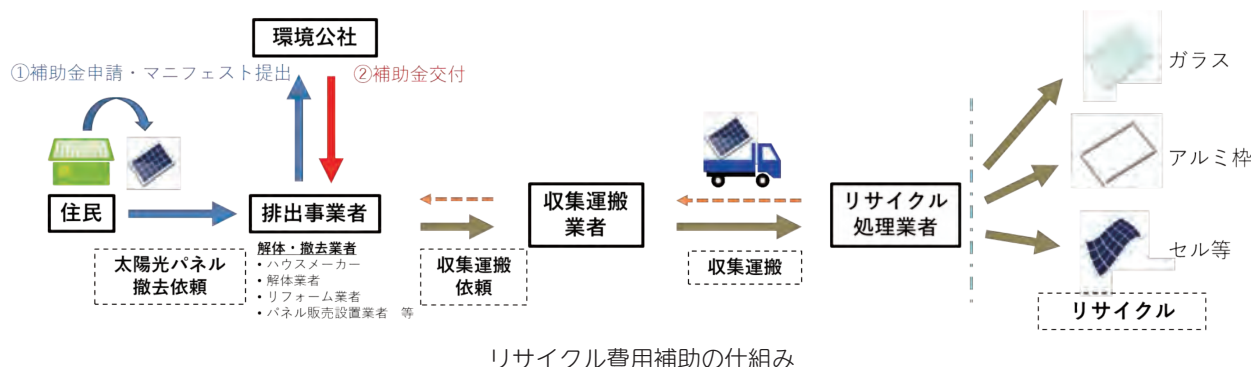
【協議会の構成メンバー】



使用済住宅用太陽光パネルの取外しマニュアル
(事業者向け)

また、太陽光パネルのリサイクルルート構築に向け、埋立処分と比べて割高となるリサイクル費用の一部を補助する取り組みも行っています。

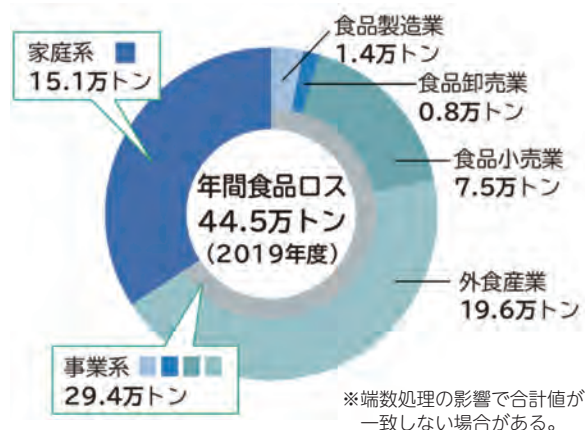
このように、取り外しから処理までの各工程の関係事業者等と連携し、高度循環利用に向けた取組を推進しています。



▶ 食ロス対策

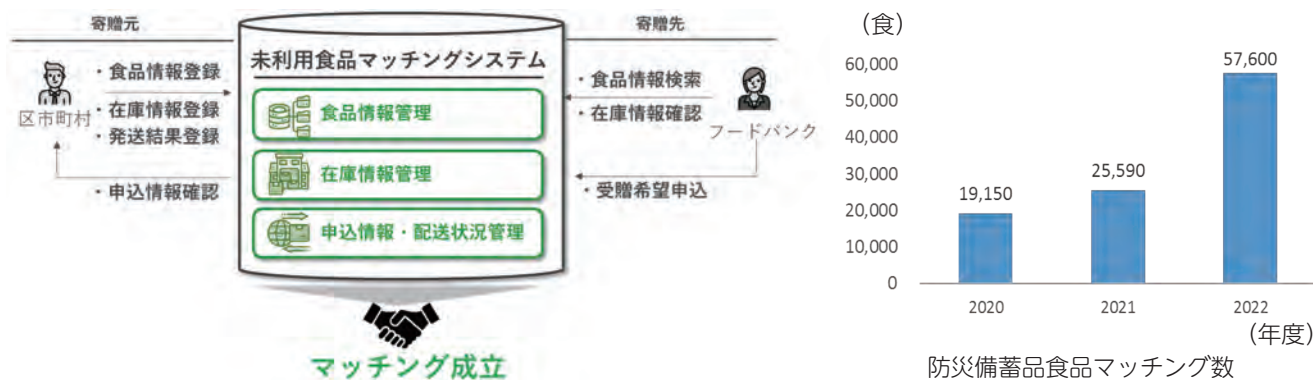
日本における食品ロスの量は、全国で約523万トン（2021年度）であり、これは国連による食糧援助量である約420万トンの1.2倍に相当します。

都内における食品ロスは、約45万トン（2019年度）と推計され、そのうち事業系の食品ロスが約7割を占めています。都は、2030年度までに食品ロス半減（2000年度比）の達成に向け、2021年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。



未利用食品を有効活用した取組の定着・拡大

未利用食品マッチングシステムを活用し、区市町村や都が保有する防災備蓄食品をフードバンク等に寄贈しています。本システムの利用・拡大に向け、区市町村等との情報共有を図り、防災備蓄食品の有効活用を進めるなど、助け合いの流通モデルの定着・拡大を図っていきます。



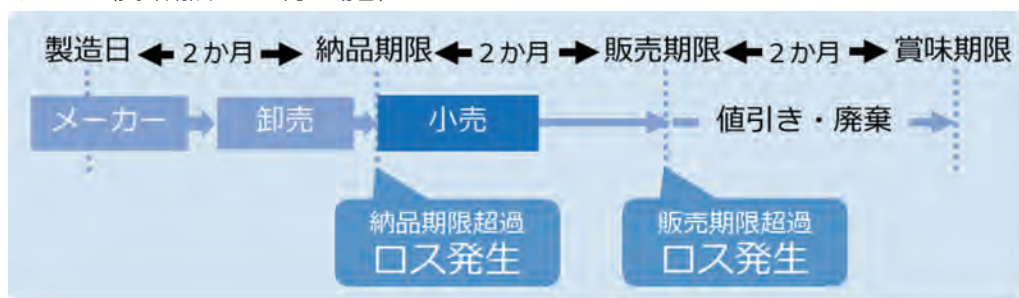
未来を担う子どもたちへの食品寄贈

未来を担う子どもたちを守るための食品寄贈の仕組みづくりのため、食品寄贈に関する認証機関や、物流ネットワークの構築について検討します。

賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動の促進

食品の流通過程で、小売への納品期限を賞味期限の3分の1以内とする商慣習を1／3ルールと言います。納品期限、販売期限の各期間を超えると、賞味期限前にも関わらず、食品ロスが発生する可能性があります。

イメージ（賞味期限が6か月の場合）



そこで、商慣習に係る業種ごとの実態把握調査などを実施したり、「てまえどり」の推進等、消費者に対する普及啓発を行っていきます。



廃棄食品実態把握調査



「てまえどり」の推進

フードテックを活用した食品ロスの削減

フードテック（食の先進技術の総称）を活用することで、従来廃棄されていた食品を原料とし、新たな付加価値を持つ製品へのアップサイクルを社会実装化する取組を行っています。

廃棄間近な乾パンなどの災害備蓄食品等を素材としたクラフトビールの醸造や、アップサイクル食品を企画する食品企業と製造する食品工場とをマッチングするシステムを構築するなど、食品ロスの削減に向け廃棄食品等の高度循環利用を促進していきます。

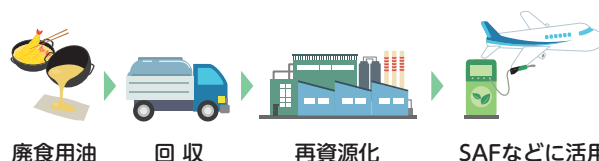


アップサイクルビール

コラム 廃食用油等のSAF化の推進

S A F^{*}は、廃食用油、木材等、サトウキビなど様々な原料から生成できる持続可能な航空燃料です。従来の燃料と比較し、温室効果ガスの排出量を大幅に削減することができます。

都は、SAFの原料となる廃食用油の回収等に都内で取り組む企業との共同事業の実施や、廃食用油回収に取り組む区市町村との連携、廃食用油がSAF等として有効活用可能なことを都民の皆様へ情報発信するなど、SAFの普及に向けた機運醸成を図るとともに、サプライチェーンの構築を後押ししていきます。



※Sustainable Aviation Fuelの略

フロン排出ゼロに向けた取組

フロンは極めて温室効果が高く、一度大気中に放出されると回収することができません。そのため、新たなフロン使用を抑制した上で、既存のフロン含有機器からの漏えいをゼロにしていけます。フロンの排出量ゼロを達成するため、機器の製造時、使用時、廃棄時のライフサイクル全般にわたる排出削減対策を、国や事業者等と連携して促進していきます。

▶ 使用時・廃棄時の漏えい防止対策

先進技術を活用したフロン排出削減

使用時漏えい削減のためには、IoTを用いた常時監視等により漏えいを早期に検知するなど先進技術の積極活用が必要です。都は、先進技術を有する事業者との共同事業により、技術の信頼性や汎用性、電力消費量の削減効果等について検証を進め、先進技術を導入するメリットを明確にし、普及を後押ししています。



フロン漏えいの様子

フロンGメンによる立入指導の取組

都ではフロンGメンによる立入指導等の取組を進めています。

2021年11月にはフロン排出抑制法改正後初となる検挙事案がありました。警視庁の発表では事業者のフロン放出に関する認識不足等が原因とされていることから、法の周知が課題となっています。

適切なフロン対策の実施が広く浸透するよう、都では法の更なる普及啓発等の取組を行っています。



フロンGメンによる立入指導の様子

気候変動適応策の推進

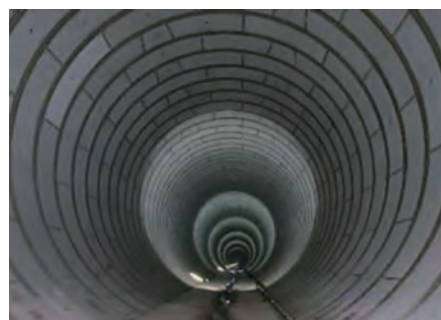
温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）と併せて、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）にも取り組んでいく必要があります。都は、2021年3月に策定した「東京都気候変動適応計画」のもと、各分野における取組を進めています。

5つの分野における気候変動適応策と取組例

自然災害

激甚化する豪雨や台風に伴う洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害等の自然の脅威に対して、ハード・ソフト両面から、最先端技術の活用や、都市施設の整備を推進しています。

〈例〉河川における護岸や調節池等の整備



河川における調整池の整備事例
(神田川・環状七号線地下調整池)

健康

熱中症や感染症の患者発生、大気汚染による健康被害の発生など、気温上昇による健康への被害を最小限に抑制するための予防策や対処策を実施しています。

〈例〉クールスポットの創出



微細ミスト設置事例（港区・オアーズ芝浦）

農林水産業

気温上昇などに適合する品目・品種への導入等の技術支援、指導により、稼ぐ農林水産業の実現を目指しています。

〈例〉夏の利用に向く花と緑の生産・利用の推進



夏に強い花苗供給(2020年7月)
(都立水元公園)

水資源・水環境

厳しい渇水や原水水質の悪化に対し、リスクを可能な限り低減するとともに、快適な水環境の創出のため合流式下水道の改善等を推進しています。

〈例〉水源林の保全管理



現場調査におけるドローンの活用

自然環境

生物分布の変化など、生物多様性への影響を最小化し、自然環境が持つ機能の活用や回復に関する取組を強化しています。

〈例〉多摩の森林再生



荒廃した森林



間伐実施数年後の
良好な森林

コラム

「TOKYO強靱化プロジェクト」

2022年12月23日策定・公表

「TOKYO強靱化プロジェクト」では、東京に迫る5つの危機に対し、都が取り組むべき事業を取りまとめ、2040年代に目指す強靱化された姿の実現に向けて取組を進めています。

5つの危機への対策

- (1)風水害への対策、(2)地震への対策、(3)火山噴火への対策、
- (4)電力・通信等の途絶への対策、(5)感染症にも強いまちづくり



都自らの率先行動を大胆に加速

事業者として多大なエネルギー・資源を消費する都自身が、「隗より始めよ」の意識のもと、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030年カーボンハーフの達成に向けた改革を率先して実行しています。

都有施設における太陽光発電設備の設置

公共施設のポテンシャルを最大限活用するため、新築・改築時に加え、既存の都有施設へも太陽光発電設備等の設置を加速化しており、2030年度までに設置可能な全ての都有施設へ設置していきます。



東京ビッグサイト (東京国際展示場)



ソーラーカーポート (八王子給水事務所)

とちよう電力プラン

都有施設 (知事部局等) の電力使用量は約 8 億kWh で、都内電力消費量の約 1 %に相当します。このため、都は、2030年までに、都有施設 (知事部局等) で使用する電力の再生可能エネルギー100%化を目指しています。

2019年度から都庁第一本庁舎等に供給される電力を再生可能エネルギー100%電力に切り替えました。さらに、2020年度からは都内の家庭の太陽光発電設備で発電された卒FIT電力を含む再生可能エネルギー100%の電力を都有施設で活用する「とちよう電力プラン」を実施しています。



都有施設でのVPP (バーチャルパワープラント) の構築

都有施設で生み出した再生可能電力を施設間で需給調整し最大限有効活用するとともに、電力市場への調整力の供出等も視野に入れた、都有施設におけるVPP※の構築を推進しています。

※分散型エネルギーリソースを、IoTを活用した高度なエネルギーマネジメント技術によって一元管理・遠隔制御し、ひとつの発電所のような機能を提供する仕組み



国際貢献・国際発信

世界有数の大都市として国際的なリーダーシップを発揮し、海外諸都市等との連携や知識・技術の学び合いを進めることで、各施策の更なるレベルアップと世界的な環境課題の解決に貢献しています。近年のオンライン化のメリットを最大限活かしつつ、海外への情報発信や働きかけを強化し、都の国際的プレゼンス向上を図っています。



気候変動の取組と情報開示を評価する
CDP「Aリスト（最高評価）都市」
2021年、2022年連続受賞

グローバルネットワーク活動の強化と活用

都における国際推進体制を強化し、C40(世界大都市気候先導グループ)やICLEI(持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)などの国際的な都市間ネットワーク活動や国際会議に積極的に参加することで、気候変動対策やサーキュラー・エコノミーの推進などの共通課題解決に向け、海外諸都市及び企業等との連携を深化させていきます。



C40 Cities Bloomberg Philanthropies
Awards 授賞式 (C40メイヤーズサミット)

国際社会への積極的な働きかけと貢献

海外諸都市等との知識・技術の学び合いを通じて、都の環境施策の更なるレベルアップを図るとともに、都の先進的な環境施策に係る知見を共有しています。加えて、国際会議等の場において、都が旗振り役となり、環境課題解決に向けた働きかけを積極的に行うことで、国際社会に一層貢献していきます。



COP27 気候実施サミット
ハイレベルラウンドテーブル

国際的なプレゼンスの向上

海外諸都市等とのつながりを最大限活かしながら、建築物対策や水素エネルギーの普及等で世界をリードする都の先駆的施策を発信しています。加えて、実行性ある行動の加速を世界に呼び掛ける東京発の気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を戦略的に展開し、都の国際的プレゼンスの向上を図ります。



TIME TO ACT 水素フォーラム2022

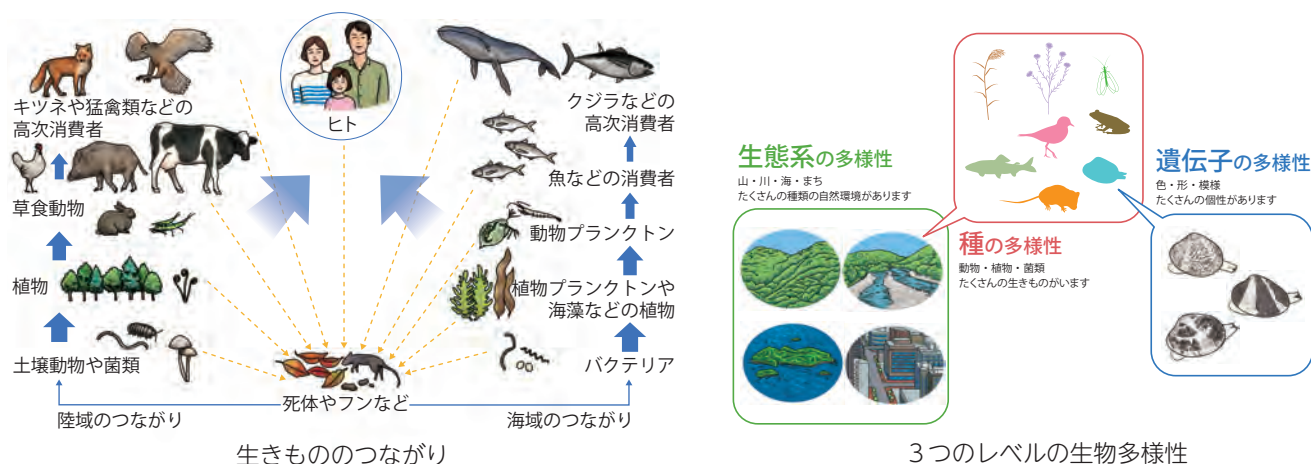


生物多様性の恵みを受け続けられる、 自然と共生する豊かな社会の実現

▶ 生物多様性とは

地球上では、ヒトやクマやタカ、ヘビやカエル、マグロ、トンボ、イネ、大腸菌、様々なバクテリアまで、多様な姿の生きものが生命を営んでいます。「生物多様性」とは、特有の「個性」を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的に「つながり」あっていることをいいます。

「生物多様性」には、たくさんの種類の生きものがいるだけではなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることの3つのレベルの多様性があるとされています。



生物多様性が私たちにもたらす恵み (生態系サービス)

生物多様性は、地球上の人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。こうした生物多様性からの恵みは生態系サービスと呼ばれ、私たちの生活に欠かせない恵みを与えてくれます。生物多様性の恵みを持続的に利用していくためにも、生物多様性の保全・回復を進めていく必要があります。



4つの生態系サービス

▶ 東京の生物多様性の特徴

東京は、本土部から小笠原諸島にかけて南北約1,700kmに及び、高低差は2,000メートル以上あり、亜寒帯から亜熱帯・熱帯まで、幅広い気候帯が存在しています。

公園などの緑地が整備された都心部、屋敷林や田畑が残る住宅地、生物多様性の宝庫である里山や雑木林、天然林も残る山間部や特徴的な自然環境・生態系を有する島しょ部など、東京には豊かな自然環境があります。

このように、東京は地理的・気候的に多様であることや、農林業など人の働きかけを通じて、多様な生態系が形成され、様々な生きものが生息・生育しています。



小笠原諸島



多摩地域の里山
(横沢入里山保全地域)



奥多摩の渓谷



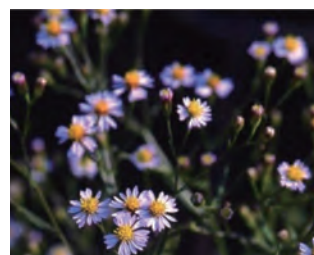
都庁舎とその周辺



オガサワラオカモノアラガイ
(島しょ部絶滅危惧I類)



トウキョウダルマガエル
(本土部絶滅危惧IB類)



ウラギク
(本土部絶滅危惧IB類)

▶ 東京都生物多様性地域戦略の改定

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で見直された世界目標を踏まえて策定された生物多様性国家戦略2023-2030の公表にあわせ、東京都は2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定・公表しました。

東京都生物多様性地域戦略では、「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる(=ネイチャーポジティブの実現)」を2030年目標として掲げ、その目標の達成のため、様々な主体が取組を進めていく上での基本戦略や行動方針を示しています。

東京都生物多様性地域戦略で掲げる3つの基本戦略



生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいく



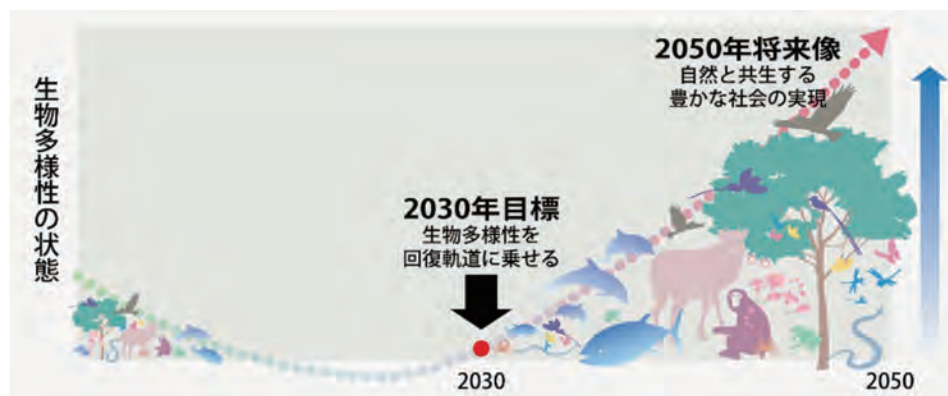
生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていく



生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていく



ネイチャーポジティブ実現のイメージ

ネイチャーポジティブとは、「2020年をベースラインとして2030年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」とされています。

▶ 希少な野生動植物の保全・外来種対策

東京では、本土部において1,845種、島しょ部において1,242種もの生きものが、東京都の保護上重要な野生生物種（東京都レッドリスト）に選定され、その内、本土部で207種、島しょ部で57種が既に絶滅しています。

これ以上都内の希少な生きものを絶滅させないために、希少な野生動植物の保全や、希少な野生動植物が生息・生育する重要な自然地を保護地域として指定するほか、絶滅のおそれがある種の域外保全による保護増殖などを実施しています。



オガサワラカワラヒワ
（島しょ部絶滅危惧ⅠA類）



カタクリ
（本土部絶滅危惧Ⅱ類）



トウキョウサンショウウオ
（本土部絶滅危惧ⅠB類）

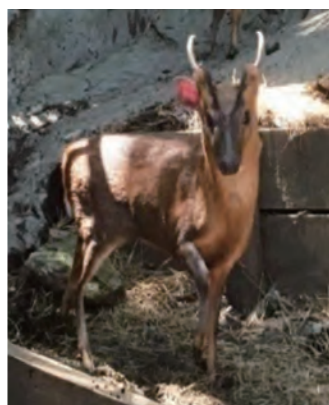
都内では、様々な外来種が国内外から持ち込まれ、在来の生きものなどに大きな影響を与えている例が見られます。都内でもアライグマ・ハクビシンによる生活環境や生態系への被害が広がっています。

さらに、最近では人体への被害のおそれのある外来種も確認されています。2017年には外国からの貨物が到着するふ頭において、ヒアリやアカカミアリが発見されました。

また、既に一般家庭などで広く飼育されているアカミミガメやアメリカザリガニについても、生態系等への被害が大きいことが問題視されています。これら外来種への対策を強化し、生活環境や生態系等への影響の軽減を図っています。



アライグマ



大島のキョン



アメリカザリガニ



アカミミガメ

▶ 市街地におけるみどりの保全・創出

都が発表している2018年のみどり率は、本土部全域で52.5%であり、2013年から微減で推移しています。

こうした中、都では緑化計画書制度等に基づき、都市開発の際の緑の創出を推進しています。

また、在来種植栽を進めるなど、緑の量の取組に加え、生物多様性に配慮した緑の質の取組を推進しています。



生物多様性の保全を進める観点から、一定水準以上の在来種植栽を実施している緑地を東京都が登録します。都登録緑地には、シンボルマークを付与し、ホームページで掲載します。

緑化計画書制度

制度の概要

緑化基準を基に、緑化計画書の策定・提出を義務化

対象

1000m² (国・地方公共団体が有する敷地では250m²) 以上の敷地において建築物の新築・増改築等を行う案件

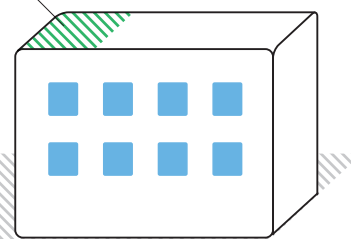
建築物：

屋上面積の**20%**[※]以上
を緑化

空地の**20%**[※]以上
を緑化

東京都の緑化基準の例
敷地面積5000m²未満の民間による
行為の場合

※敷地面積5000m²以上は25%以上
※総合設計等は30% (5000m²以上は35%)

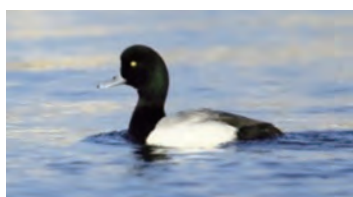


葛西海浜公園(江戸川区)には、毎年多くの渡り鳥が飛来するとともに、東京都レッドリストで絶滅危惧種に指定されているトビハゼを含む多様な生きものが生息しています。

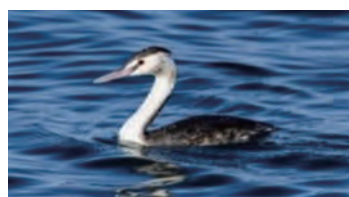
スズガモやカンムリカイツブリをはじめ、水鳥などの生息地として国際的にも重要であることから、2018年に、湿地の保全と、生態系に配慮した持続可能な利用を目的としたラムサール条約湿地に都内で初めて登録されました。



ラムサール条約湿地葛西海浜公園



スズカモ



カンムリカイツブリ

▶ 都市近郊にある豊かな自然

貴重な自然を都民とともに保全する

山地や丘陵地に残された里山など、都市近郊の貴重な自然を保全するため、地元自治体と連携しながら、保全地域の指定を進め、保護と回復を図っています。

保全すべき里山や緑地では、地元のボランティア団体が中心となって下草刈りや間伐などの緑地保全活動を行っています。そのため、保全活動を担う新たな人材の掘り起しのための体験プログラムの提供や、専門家を交えて必要な保全対策の選定や効果検証などの一連の作業を行い、生物多様性に配慮した管理や保全地域の活用を促進する取組を実施しています。



▶ 自然公園

明治の森高尾国定公園

東京都心から約50分で、ミシュラン・グリーンガイドにも登録された観光地として有名な明治の森高尾国定公園を訪れることができます。そこは、歴史的・文化的な風致・景観をもつ高尾山薬王院の寺域でもあり、都心近郊でありながら豊かな生態系が保全された、世界に誇れる場所となっています。

都は、高尾山麓から山頂に向かう7つの登山道（ルート）情報について、360度カメラの画像で状況を案内するなど、安全安心な自然公園の利用等を目指し取組を推進しています。



ルート説明ARのイメージ



特色豊かな自然公園

明治の森高尾国立公園の他にも、東京には、それぞれに特色の豊かな自然公園が9つ存在しています。自然公園では、近年、トレイルランニングをはじめとする自然の楽しみ方の幅が広がるとともに、外国人旅行者が増加し、利用形態や利用者層の多様化が進んでいます。

都は、自然公園を中心とした地域における自然の保護と適正な利用・管理を推進するため、東京都レンジャーを配置しています。

また、周辺の自然の情報を展示・解説し、公園の利用案内を行うビジターセンターや、自然に親しむレクリエーション活動を行う都民の森、宿泊施設を備えた海のふるさと村や山のふるさと村などを整備しています。



島ごとに異なる火山景観が特徴の富士箱根伊豆国立公園
(三宅島)



四季折々の山歩きを楽しめる秩父多摩甲斐国立公園
(三頭山)

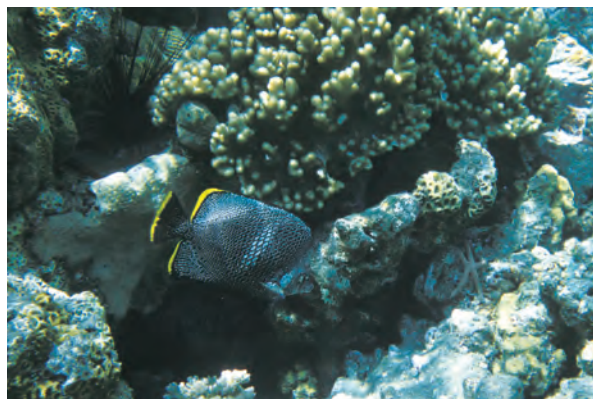
▶ 世界自然遺産 小笠原諸島

小笠原諸島は東京から約1,000km南の北西太平洋上に位置する30余りの島々からなります。

美しい紺碧の海にはイルカやクジラも生息し、島の地質からは海洋性島弧の進化過程を見ることができます。

ほかの地域にはない貴重な生態系の価値を持つことが評価され、2011年6月に世界自然遺産に登録されました。

その価値を守るため、外来種の排除や侵入防止対策、固有種の保護を行うとともに、貴重な自然資源を保護しながら、適正な利用を図るエコツーリズムなどの取組を行っています。



エコツーリズムの様子



靴底に付着した外来種の侵入防止対策

▶ 生物多様性の理解促進

都民の「生物多様性」の認知度は2022年度に実施した調査によると73.7%となっています。

生物多様性の保全と回復を進め、その恵みを持続的に利用するためには、都民をはじめとした各主体が、東京の生物多様性の成り立ちや価値、今ある現状を正しく認識し、理解と関心を深めていくことが欠かせません。

都民一人ひとりが、生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることができるようにするため、生物多様性に関する情報発信・普及啓発の充実を図っています。

自然環境デジタルミュージアム構想

東京の自然環境の魅力をデジタル技術を活用して発信する自然環境デジタルミュージアム構想の検討を進めています。

また、「多摩川360°ツアー」や「東京いきものAR図鑑」など、東京の自然を知ってもらい、行動を促すためのDXコンテンツを先行して発信しています。



生きものの情報の収集・蓄積・発信

2023年度に、東京都レッドリスト全掲載種の解説や減少要因等を記した「東京都レッドデータブック（本土版）」を10年ぶりに改定しました。

また、都内の生物多様性の課題解決に向けた基盤情報となる野生動植物に関する情報を効果的、効率的に収集・蓄積するため、生きものの調査アプリ等を活用した都民参加型の野生動植物情報の収集・蓄積事業を展開しています。



東京都レッドデータブック
本土版（2023年）

自然体験活動の推進

都内で気軽に生きものの観察、自然体験、農業体験等ができる場所やイベントの普及啓発を積極的に行っています。

また、都内の様々な自然地や生物多様性について学ぶことのできる施設などを活用し、自然環境教育や自然体験活動を促進しています。



高尾の森自然学校（生きものの観察）



里山保全地域での田植え作業

大気環境等の更なる向上

都は、戦後の高度経済成長期の急速な工業化、自動車の大量普及などによって、都民の健康で安全な生活環境を脅かす、深刻な環境問題に直面しました。

そこで都は、様々な先駆的な環境施策を推進し、それらの環境問題の解決に大きな成果を残してきました。これからは、これまでの施策により改善された生活環境の保全を図ってだけでなく、全ての都民が安心して質の高い生活環境を享受し実感できるよう、更にレベルの高い良質な環境を創出する施策を推進していきます。

▶ 都の大気環境の歴史

1970年代 工場のばい煙による大気汚染を条例やその他法令で規制

1990年代 自動車交通量の増大に伴い、自動車からの排出ガスによる黒煙を原因とする大気汚染問題が深刻化

2000年代 都では2003年から環境確保条例による「ディーゼル車排出ガス規制」を実施。
都内の大気環境は、2004年以降、浮遊粒子状物質（SPM）において大きく改善

現在 東京の大気環境は改善してきており、PM2.5は2019年度に初めて全ての測定局で環境基準を達成。一方、光化学オキシダントについては、環境基準を超過している状況

1970年代



現在

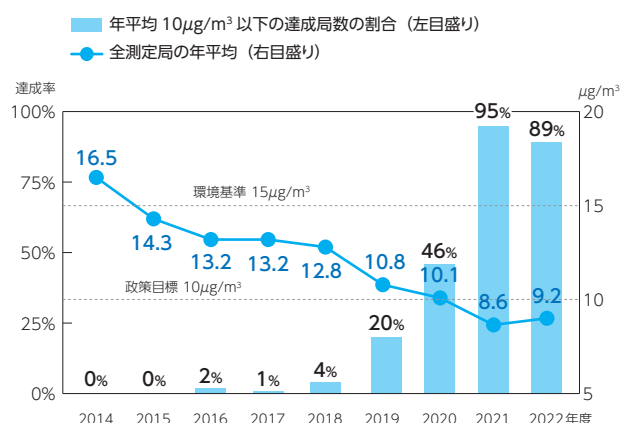


霞ヶ関

▶ PM2.5・光化学オキシダントの環境基準等の達成に向けて

PM2.5と光化学オキシダントの濃度の低減を図るため、原因物質となるVOCやNO_xなどの排出量削減対策に取り組んでいます。

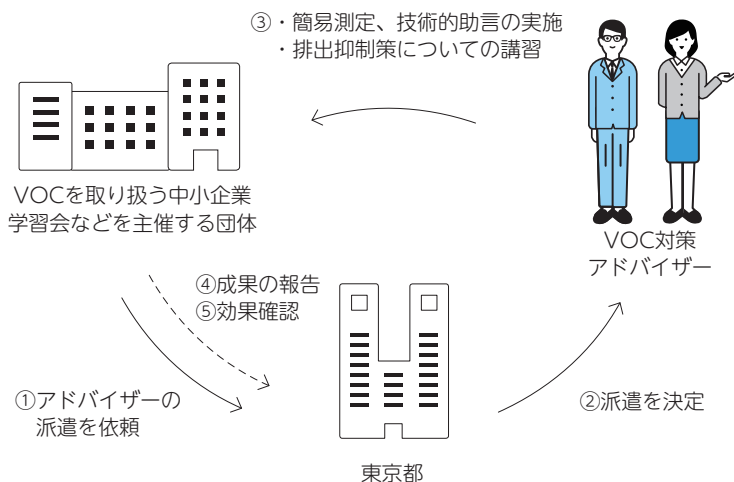
PM2.5については、2019年度に全ての測定局で環境基準を達成したことから、更なる改善に向けて、2026年度までに、各測定局の年平均値を10 μ g/m³以下とし、2030年度までに、安定して各測定局の年平均10 μ g/m³以下とすることを目標に、これまでの対策をより一層進めていきます。



▶ 快適な大気環境への取組

VOC対策アドバイザーの派遣

中小企業の実態に即したVOCの排出抑制策などを助言します。



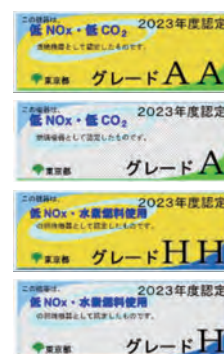
VOC対策ガイド

VOCを排出している事業所へ対策を記したガイドブックを提供



低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定制度

認定機器にはグレードを記したラベルを添付



▶ Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業

NOx又はVOCの排出削減対策に取り組む事業者を「Clear Skyサポーター」として募集し、その取組を広く紹介することで、自主的取組による排出削減を促進するとともに、都民に対する普及啓発・情報発信を進めています。



▶ アスベスト対策

いまだアスベストを含む建築物は都内に多く存在しており、それらの解体棟数は2050年頃まで高水準で推移することが予測されていることから、平常時における解体段階での対策と、災害時の倒壊建築物における飛散を防ぐための対策を充実させていきます。

事業者への更なる指導・技術支援

解体事業者等に対して法に基づくアスベスト対策の周知を徹底するとともに、立入指導・技術支援を強化することで、事業者における工事中の飛散防止対策の知識・スキルの定着を図っています。



アスベストに係る立入指導

化学物質等によるリスクの低減

▶化学物質対策

化学物質による健康被害防止のため、PRTR制度と化学物質適正管理制度を通じ、化学物質を取り扱う事業者による適正管理を徹底しています。加えて、平常時はもとより、大規模地震や大型台風などに伴う水害等の漏えい・流出を防止し、環境汚染の拡大を抑えています。

また、現在は安全とされている物質でも、新たな知見により健康被害や環境への悪影響が露見し、問題が生じる場合があります。現存する様々な物質に対して多角的な視点でその影響を予見し、都民や自然環境が危険にさらされることなく、安全・安心でより持続可能に生活することができる環境を創出していきます。

リスク把握、モニタリングによる対策

国や東京都環境科学研究所などの関係機関と連携しながら、健康への影響等、様々な観点から化学物質のリスクを把握し、対策の優先度を設定しています。

また、健康影響等の恐れが大きい物質については、モニタリングを実施し、速やかなデータ公表を図ることで、事業者や都民がリスクを回避できるようにしています。

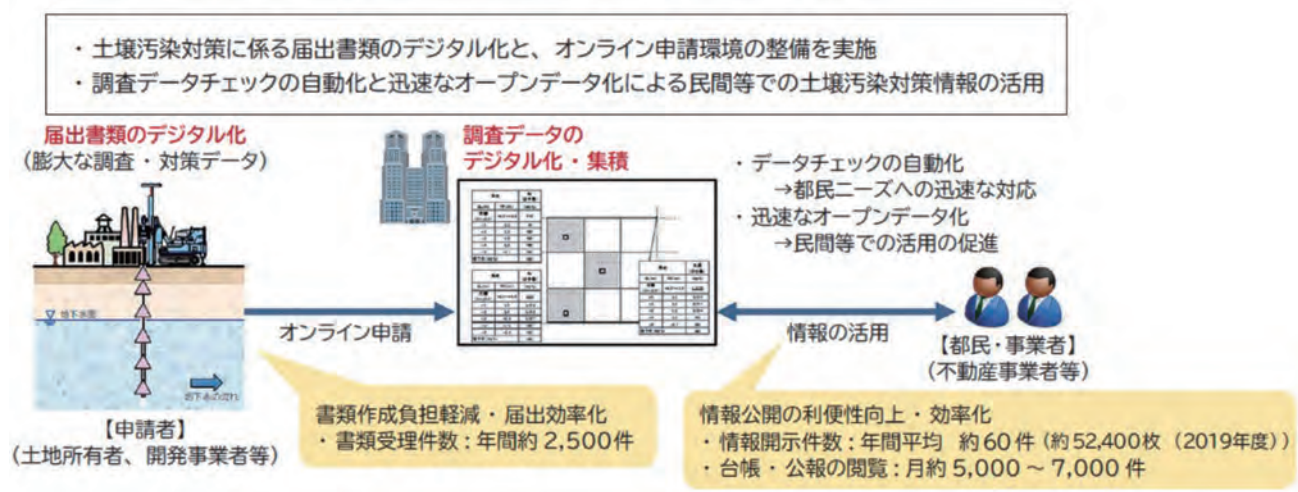


モニタリングの様子

▶土壌汚染対策

土壌の3Rを考慮した土壌汚染対策を定着させ、事業者が自主的に複数の措置を比較・検討し、合理的な対応を選択できるよう、支援や普及啓発を推進していきます。

また、オープンデータ化により、円滑な土地の利活用や基準不適合土壌が存在する土地の管理、自然由来等土壌の実態把握、トレーサビリティの確保を確実に行っていきます。



オープンデータ化のイメージ

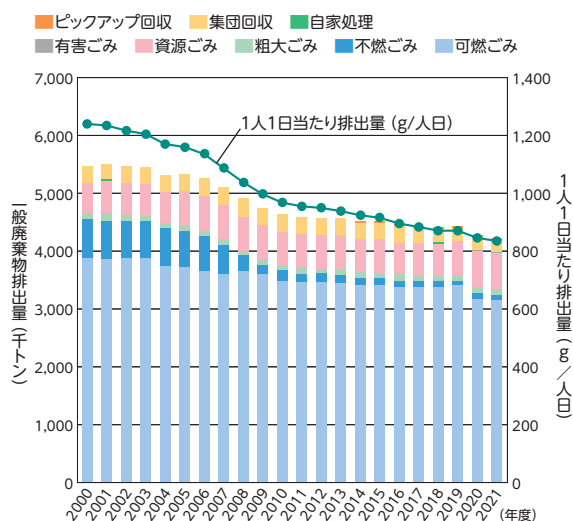
廃棄物の適正処理の一層の促進

▶ 都内の廃棄物処理の現状

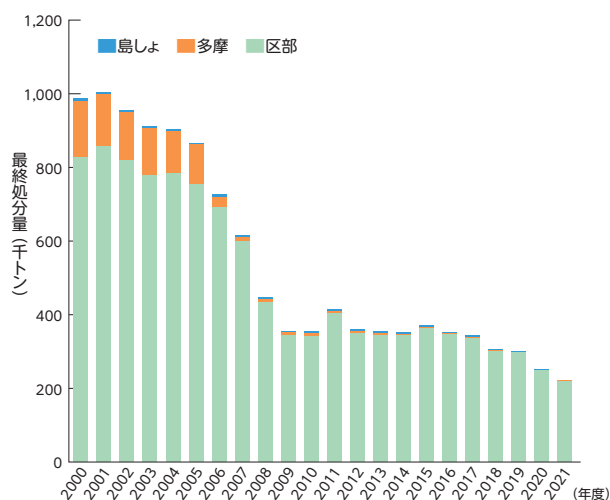
都内の一般廃棄物の排出量は、2000年代前半の年間約550万tから2021年度には422万tに減少しました。加えて、2000年度から2021年度にかけて3Rの取組などが進んだこともあり、都民一人の一日当たり排出量は約30%減少しています。都内の一般廃棄物の最終処分量は、リサイクル率の向上などにより2009年度までは着実に減少したものの、近年は横ばいで推移している状況です。

また、都内の産業廃棄物の排出量は、近年は2,500万t 前後で推移しています。

都内一般廃棄物の排出量の推移



都内一般廃棄物の最終処分量の推移



▶ 廃棄物処理体制の強化

産業廃棄物不適正処理防止に向けた広域連携

不法投棄撲滅に向け、平成12年、都の呼び掛けにより21自治体で産廃スクラムが発足しました。2023年度現在、37の自治体（関東甲信越・福島県・静岡県内の1都11県25政令指定都市及び中核市）が参加しています。



左：産業廃棄物収集運搬車両に対する路上調査
右：廃棄物の発生源への立入調査



▶ 災害廃棄物対策の強化

都の災害廃棄物処理計画の充実

都は、2017年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定しました。本計画において、平常時から発災後を想定して、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化しました。

2022年度から、都における震災時の被害想定の見直しへの対応や、近年増加している風水害対策の強化に向けて、計画改定の議論を実施し、内容の充実を図っていきます。

災害発生年月	災害名称	災害種別	災害廃棄物発生量(万トン)
平成30年7月	平成30年7月豪雨(岡山県、広島県、愛媛県)	水害	190
令和元年9～10月	令和元年房総半島台風・東日本台風	水害	116
令和2年7月	令和2年7月豪雨	水害	53.4
令和3年7月	令和3年7月豪雨	水害	1.3
令和3年8月	令和3年7月豪雨	水害	7.6

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量

東京都の主な環境施策

都は、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現に向け、御紹介した施策以外にも様々な環境施策を展開しています。

詳細につきましては、環境局ホームページ等にてご覧いただければ幸いです。

主な計画・ビジョン

▶ 「未来の東京」戦略

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/choki-plan/>



▶ 東京都環境基本計画

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/master_plan/index.html



▶ 東京都資源循環・廃棄物処理計画

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/resource/waste_treatment.html



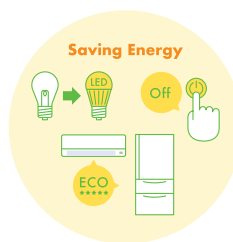
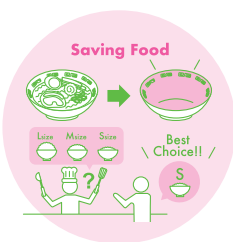
▶ 東京都生物多様性地域戦略

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/nature/strategy.html>



「チームもったいない」のメンバーを募集しています！

- ▶ 食品ロスや使い捨てプラスチックの削減、省エネなどに取り組んで、環境にやさしいライフスタイルを始めましょう。



詳細はこちら



HTT(電力を ①へらす ②つくる ③ためる)を進めよう！

- ▶ HTT (電力をへらす・つくる・ためる) の取組は、気候変動対策に寄与するだけでなく、中長期的なエネルギーの安定確保につながります。都では、都民・事業者の皆さんと一緒にHTTの取組を進めていきます。



詳細はこちら

